

No.87

2026.1

冬号

循環



【小学生の部】

最優秀賞

「美しい未来のために  
できことからはじめよう!」

米沢市立西部小学校 6年  
竹林 玲香さん

【中学生の部】  
最優秀賞  
「不法投棄は責任放棄。」  
長井市立長井南中学校 3年  
新野 夏穂さん



一般社団法人  
山形県産業資源循環協会

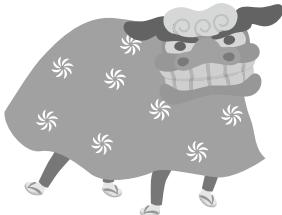
産廃業向け電子契約サービス



産廃業、電子契約が増えてます。  
作成から締結までカンタンで  
印紙、送料不要です！



トライシクル株式会社  
お問合せ：050-3177-5254



循  
環

やまがた  
循環

No.87

2026.1  
冬号

## CONTENTS .....

### 新年のごあいさつ

一般社団法人山形県産業資源循環協会 会長	鈴木 隆	2
山形県知事	吉村美栄子	3
山形市長	佐藤 孝弘	4
公益社団法人全国産業資源循環連合会 会長	永井 良一	5

### できごと

令和8年度山形県循環型社会形成推進施策に対する提案	6
スタートアップ研修会の開催	12
山形県循環型産業に係る人材育成セミナーの開催	13
やまがた環境展2025の開催	14
青年部会清掃活動、 全国産業資源循環連合会青年部協議会 第15回カンファレンスinさっぽろ	17
産業廃棄物の安定処理（県外搬入物2割規制）に係る意見交換会	18
令和7年度災害廃棄物対策東北ブロック協議会 山形県における災害廃棄物処理に係る人材育成研修会・関係団体連絡会	19
山形サーキュラーコンソーシアム（Y2C）ワーキングチーム始動 —循環経済移行に向けた山形大学J-PEAKS事業との連携—	20
環境大臣表彰受賞報告	21

### 行政だより

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課	22
山形市環境部廃棄物指導課	27
山形県村山総合支庁保健福祉環境部環境課	29
最上総合支庁保健福祉環境部環境課	31
置賜総合支庁保健福祉環境部環境課	32
庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	33
産業雇用安定センター山形事務所（ジョブ産雇）	34

### 支部だより

村山支部	35
最上支部	36
置賜支部	39
庄内支部	41

### 事務局だより

新会員紹介	43
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	45
産業廃棄物処理業の許可更新手続きにおける注意事項	46
防災協定に係る建設業の経営事項審査時の加点	47
決算に向けた会計処理	48
教えて BUNさん BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡文明 氏 コラム	50
メールアドレス登録のお願い	56
編集後記	



## 新年のごあいさつ

一般社団法人山形県産業資源循環協会

会長 鈴木 隆

2026年 皆様、新年明けましておめでとうございます。

日頃より、当協会の運営と事業推進に、格別のご支援とご協力を賜り厚く感謝申し上げます。さて、私ども産業資源循環業界を取り巻く環境は、年々大きく変化しております。昨年11月には、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が全面施行されました。天然資源が枯渇する中、脱炭素化と資源循環の取組みを進め、これまでの廃棄物から新たな付加価値を見い出す循環経済への移行が急務とされています。

当協会は、この流れをいち早く本県業界に取り込むべく、当協会政策研究会と共に、昨年9月に山形県循環型社会形成推進計画に対する施策提案を行い、動脈産業のマッチングによる地域創生などを意見しました。

現在、県では現・山形県循環型社会形成推進計画の中間見直しや、山形県産業廃棄物税条例の評価・検証が行われており、私どもの意見が、少しでも反映されるものと期待しております。

さらに当協会としては、県との共催により「再資源化事業等高度化法説明会」を開催し、動脈側である排出事業者にもご参加願いました。また、循環経済への移行に向け、青年部会メンバーを中心としたワーキングチームが、山形大学と山形県の協力をいただき、产学研官連携のスタイルで始動しました。

同じく検討が進められている廃棄物処理法の改正では、不適正ヤード問題、P C B 廃棄物の適正処理の徹底、さらには各自治体の努力義務として災害廃棄物処理に係る関係団体との協定締結などが盛り込まれております。

当協会は、既に県都山形市はじめ県内4市町と災害協定を締結しておりますが、災害時の協力要請に迅速かつ的確に対応できるよう、引き続き、各自治体との連携強化に努めてまいります。

本年も当協会におきましては、会員の皆様のお役に立てるよう、有益な情報の発信に努めるとともに、研修等の各種事業を実施してまいります。今後も会員の皆様のご意見を拝聴し、業界の更なる発展と循環型社会の実現に向けて尽力してまいりますので、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、会員企業の皆様の一層のご発展とご健勝を心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 新年のごあいさつ

山形県知事 吉村美栄子

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会及び会員の皆様におかれましては、健やかに新しい年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

また、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、不法投棄防止の啓発活動や不法投棄の原状回復など、県が取り組む循環型社会形成の推進につきまして、日頃より格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、県では、令和3年3月に策定した「第3次山形県循環型社会形成推進計画」に基づき、ごみゼロやまがた県民運動の展開、3Rに係る研究・技術開発やリサイクル施設整備への支援、不法投棄の未然防止を始めとする廃棄物の適正処理の徹底に取り組んでおります。今年度は計画期間（令和3年度～令和12年度）の中間年に当たることから、社会情勢の変化や計画時に想定されなかつた新たな課題を踏まえ、計画の中間見直しを進めております。

計画策定後の情勢の変化として、政府の第5次循環型社会形成推進基本計画の策定（令和6年）など、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行が強く求められており、動脈産業と静脈産業の連携等、資源の循環を促進する取組みが必要と考えております。

また、自然災害の激甚化・頻発化も大きな課題です。県内でも、令和4年8月、令和6年7月の大震災など、大規模な自然災害が発生しており、このような大規模災害に備え、災害廃棄物対応の体制強化を図る必要があると考えております。

県としましては、前述した現行計画の中間見直しの中に、これらの課題に応じた今後5年間の取組みを盛り込むとともに、引き続き関係業界の皆様としっかりと連携しながら、循環型社会の形成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

本県の美しい自然、地域の産業発展を持続可能な形で実現していくためには、廃棄物の適正処理はもとより、産業資源の循環が大きなテーマとなります。皆様のお力添えがあつてこそ、地域社会が持続し繁栄する未来が築かれます。貴協会におかれましては、本県が目指す「持続的発展が可能な豊かで美しい山形県」の実現に向け、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の今後益々の御発展と、会員の皆様にとりまして、本年が明るい希望に満ちた年となるよう祈念申し上げ、新年のあいさつといたします。



## 新年のごあいさつ

山形市長 佐 藤 孝 弘

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人山形県産業資源循環協会の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。また、日頃より、市政全般にわたり格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

山形市では、昨年、将来にわたって元気で活力あるまちであり続けるために、これから約5年間でやるべき取組を盛り込んだ新たな市の経営計画である「山形市発展計画2030」をスタートいたしました。引き続き「健康医療先進都市」「文化創造都市」の2大ビジョンを堅持するとともに、医療、福祉、教育、文化、スポーツといった都市機能の維持と、それらをつなぐ公共交通等の都市インフラの充実や中心市街地の活性化、子育て施策の充実など各種政策を積極的に推進し、山形市が持つ強みを活かしながら、持続可能なまちづくりを進めております。

とりわけ環境分野においては、「一人ひとりが限りある資源を大切にする 循環型の自然豊かな美しいまち」を目指し、その実現に向けて「脱炭素社会の推進」「循環型社会の推進」「自然との共生」「うるおいのあるまちづくりの推進」を主な施策として掲げております。幅広い世代に「限りある資源を使い捨てにしない」という意識が浸透するよう、引き続き廃棄物の削減を通じた循環型社会の推進や再生可能エネルギーの導入促進、省エネセミナーの実施など、多様な事業に市民や事業者の皆様と連携しながら取り組んでまいります。

こうした施策を着実に推進していくためには、産業廃棄物の適正処理やリサイクル事業を推進し、生活環境の保全にご尽力いただいている貴協会のご理解とご協力が不可欠であります。貴協会の皆様には、「循環型の自然豊かな美しいまち」の実現に向けて、今後とも一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と、本年が皆様にとりまして希望にあふれる躍進の1年となりますことを心よりご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## 新年のご挨拶

公益社団法人全国産業資源循環連合会

会長 永井 良一

明けましておめでとうございます。

旧年中は、当連合会の諸事業に対し、皆様の多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は、1月に米国で第二次トランプ政権が発足し、相次いで打ち出される「自国第一主義」の外交政策に世界が右往左往した一年でした。一方、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルによるガザ侵攻が長期化するにつれ、国際協調体制の重要性が一層強く指摘されるようになりました。

このような国際情勢の中にあって「自国第一主義」の流れは、温暖化対策等の地球規模の環境政策の方向に多大な影響を与えることになるかもしれません。

わが国の憲政史上初の女性首相として昨年10月に誕生した高市政権が、今後どのような舵取りをされるかに大きな期待をもって注目していきたいと思います。

さて、本業界を取り巻く状況については、主に二つの大きな出来事がございます。

その一つは、一昨年5月に制定された「再資源化事業等高度化法」（資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律）が昨年11月に全面施行されたことです。同法は、高度な技術を用いた再資源化事業を促進することにより、再生材の質と量の確保及び温室効果ガス排出量の削減を目指すものです。

もう一つは、廃棄物処理法の改正に向けた議論が行われていることです。今回の改正は、「不適正ヤード問題」、「P C B 廃棄物対策」、「災害廃棄物対応」の3項目が課題とされています。いずれも重要な課題ですが、本業界の関わりの深さから災害廃棄物への対応に関心がもたれるところです。

当連合会は、再資源化事業等高度化法及び廃棄物処理法改正について、動静脈連携による資源循環の促進と災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を図るため、これまで国への要望等の活動を行ってきました。動静脈連携では、静脈産業の技術力を最大限活用するとともに、特に小規模零細な静脈企業の役割を踏まえた制度運用を国に求めております。

また、外国人材を含めた人材の確保・育成のための基盤整備や、労働災害防止への体制強化などのさまざまな課題に本年も取り組んでまいります。

皆様の尚一層のご指導、ご鞭撻を頂戴できれば幸に存じます。

結びに本年が皆様にとりまして、健やかな一年となりますようにお祈りいたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

## 令和8年度 山形県循環型社会形成推進施策に対する提案

令和7年9月11日、国家戦略である循環経済への移行を加速させるため、動・静脈産業の連携と手薄であった私ども静脈産業への支援強化の必要性を論じた提案書を、県環境エネルギー部長に手交しました。

当日は、当会三役がそろい、さらに当会政策研究会顧問 小松伸也 県議と遠藤寛明 県議にも同席願った上で、業務を所管する循環型社会推進課長などとの意見交換を行った後、部長に提案書を手交しました。

内容は、山形県循環型社会形成推進計画に係る施策の推進や課題解決を、共に進めていくための提案として論じました。

部長からは、循環経済への移行については県として何ができるのか、求められているのかをしっかり勉強していきたいなどの回答がありましたが、小松顧問は、喫緊に対応を要する案件として次の2項目を発言くださいました。

### ○災害廃棄物処理について

災害が激甚化する中、私たちが備えるべき社会機能としてこの業界の皆さんのが存在する。行政と業界が手を取り合い、安定した企業運営ができるなどをフォローする、担保していくことが必要ではないか。

### ○循環経済の実現について

循環経済への移行は、行政だけが旗を振っても、それを実行して回してくれる人達がいないと実現できない。東北の中で先頭を走り、進めるべき分野なので、この先の整備推進については、特段の戦略をもって、この業界と共に前進していくべきではないか。

また、手交前の意見交換会では、一昨年（令和6年7月）の大震災対応について、庄内地域の被災情報収集や処理業務を担った支部の活動を、現場でしっかりフォローされた青山副会長は「設置当初の災害廃棄物仮置場には、分別と搬出指示ができる専門業者が配置されなかった。そのために持ち込まれた廃棄物が現場でごちゃごちゃになり、その後の処理に大きな労力と時間を要した。県の仮置場設置訓練には、現場を担う専門業者組織である当会を主体的に絡ませ、市町村に存在を認識させることが必要である。」と意見されました。

提案に対する県の主な対応は次のとおり。（令和7年12月4日現在）

### ○令和8年度予算要求関連

- ・循環経済への移行に向けたセミナー・ワークショップの開催
- ・次世代の循環型産業を担う人材の確保（環境教育の充実）
- ・県災害廃棄物処理計画の見直し

### ○その他

- ・産業廃棄物の安定処理（県外搬入物2割規制）に係る意見交換会の開催（令和7年11月26日）
- ・再資源化事業等高度化法説明会の共催（令和8年1月9日）
- ・災害廃棄物の迅速な処理のための意見交換の開催（県内4地域順次）
- ・県組織での電子マニフェストの導入（順次）

産業廃棄物の適正処理は、もはや当然のことであり、再資源化事業等高度化法が全面施行され当業界の振興が求められる今、美しい山形県づくりに貢献するためにも、当会政策研究会と共に県への提案要望等を続けてまいります。

## 【意見交換会】

- 期 日 令和7年9月11日（木）午後1時45分から
- 場 所 山形県議会棟会議室
- 出席者
- ・山形県議会議員 山形県産業資源循環協会政策研究会 顧問  
小松伸也 議員、遠藤寛明 議員
  - ・県執行部 安孫子恵子 環境エネルギー部循環型社会推進課長  
原田泰浩 （同課）廃棄物対策主幹
  - ・当会 会長 鈴木 隆（株式会社クリーンシステム 代表取締役会長）  
副会長・政策研究会理事長  
伊藤泰志（株式会社ミツワ企業 代表取締役）  
副会長 青山 武（環清工業株式会社 代表取締役）  
(同) 大場宏利（株式会社大場組 代表取締役）  
専務理事 丹野善将（タンノ清掃興業株式会社 代表取締役）  
(同) 尾形啓一郎（尾形興業有限会社 代表取締役）  
(同) 井上洋輔（東北クリーン開発株式会社 代表取締役）

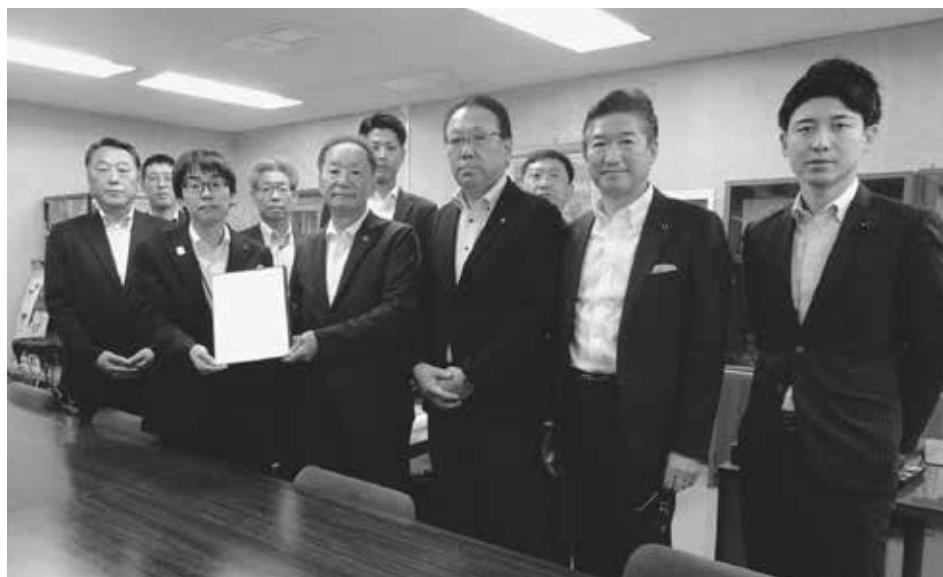


小松議員 冒頭のご挨拶（右席に遠藤議員）



## 【提案書の手交】

- 期 日 令和7年9月11日（木）午後3時45分から
- 場 所 山形県環境エネルギー部長室
- 出席者
- ・山形県議会議員 山形県産業資源循環協会政策研究会 顧問  
小松伸也 議員、遠藤寛明 議員
  - ・県執行部 沖本佳祐 環境エネルギー部長  
高嶋智弘 (同部) 次長  
安孫子恵子 環境エネルギー部循環型社会推進課長  
原田泰浩 (同課) 廃棄物対策主幹
  - ・当会 会長 鈴木 隆 ほか副会長、専務理事  
(前記、意見交換会と同じ)



前列左から 当会 青山副会長、県 沖本部長、当会 鈴木会長、  
伊藤理事長、小松議員、遠藤議員  
後列同 当会 尾形専務理事、丹野専務理事、井上専務理事、大場副会長





山産循第46号  
令和7年9月11日

山形県環境エネルギー部  
部長 沖本佳祐様

一般社団法人山形県産業資源循環協会  
会長 鈴木 隆

山形県産業資源循環協会政策研究会  
理事長 伊藤泰志

## 令和8年度山形県循環型社会形成推進施策に対する提案

当会の目的である廃棄物の適正な処理と再生利用等の推進につきましては、日頃から特段の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、当県におきましては、貴殿が所掌される第4次山形県環境計画及び第3次山形県循環型社会形成推進計画の中間見直し作業が進められております。

計画の見直し案には、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の施行を前に、政府が国家戦略とする「循環経済」への移行、ひいては資源循環産業の育成に向けた動脈連携による取組みを重点的に支援することが明記されております。

顧みれば、これまで同計画下で資源循環のネットワークづくりが進められてきましたが、一貫して私ども静脈産業側への行政支援が薄いように思われます。

今後、私ども中小の事業所は、循環経済の実現に向け、どの動脈産業が安定的に再生材を購入してくれるのか、いかにして求められる再生材の質と量を確保・提供するかなどの大きな課題を、県民の皆様の理解を得ながら解決し、中央や外資の大手企業と渡り合い、時には連携しながら進まなければなりません。

廃棄物の適正処理はもはや当然のことであり、環境教育や災害廃棄物処理等への貢献を含め、私どもは循環経済の実現に向け取組んでまいります。

本提案は、県の施策推進や課題解決に向け、当協会234会員事業所の意見を集約したものであります。私どもの現状を御認識いただき、本提案の実現について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

# 令和8年度山形県循環型社会形成推進施策に対する提案内容

## 1 資源循環型社会システムの形成

### ○ 環境教育の推進

#### [提案事項]

環境学習施設の見学や講座の開催等を通じて県民の環境学習を支援する山形県環境学習支援団体認定事業の活用実績を上げるため

ア やまがた環境展を含め教育委員会に学校教育としての活用を促すとともに、産業労働部等と連携して環境関連企業への若者の地元定着・回帰につなげるための見学ツアーア等を事業化すること

イ 認定済み産業廃棄物処理施設等に対し、見学者の理解促進や受入施設の環境整備等を行う補助金制度を設けること

## 2 資源の循環を担う産業の振興

### (1) 循環経済への移行に向けた支援

#### ① 資源循環のループ形成に資する廃棄物処理施設整備等への支援の充実

#### [提案事項]

産業廃棄物の3R等に取組むための施設整備を促進するため

ア 既・施設整備事業費補助金の限度額を引き上げること

令和7年度補助金：補助率1/3、1/2 上限額 2千万円（一部）

⇒提案上限額 5千万円

イ 災害廃棄物処理を担う焼却処理施設の既存設備機器改造等も補助対象とすること

ウ 補助対象事業の複数年化を認めること

エ 3R推進環境コーディネーター等が専門的な事業コーディネートを行い、関係者間の連携・協働を促進して地域の循環資源を活用した取組みを創出すること

#### ② カーボンニュートラルやまがたの実現に資する支援の充実

#### [提案事項]

当業界の取組みを促進するため

廃棄物を収集・運搬するハイブリッドトラックやハイブリッド塵芥車、更には廃棄物の分別・積込等に要するバッテリー式電動油圧ショベル等の導入時（リースを含む）における通常車両価格との差額の補助金制度を設けること

### (2) 次世代の循環型産業を担う人材の確保

#### ○ 人材の確保に資する環境整備や働き方改革、キャリア形成等への支援

#### [提案事項]

人材の確保・育成と人材不足に対応するため

ア 産業廃棄物処理施設敷地内の舗装化、電子マニフェストや電子契約等の導入促進等、当業界に特化した環境整備※やDX推進の補助金制度を設けること

※女性専用トイレ・更衣室・シャワールーム等の施設整備、女性用作業服等の物品整備費用

- イ 産業廃棄物業界全体の資質向上に関する労働安全衛生や働き方改革の講習会の開催等に対する支援制度を設けること
- ウ 女性、若者、中途採用者の産業廃棄物処理関連資格取得費用の補助金制度を設けること

### 3 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

- 廃棄物の適正処理の推進

- ① 多様な主体との連携・協働

- [提案事項]

- 産業廃棄物の適正処理の推進にあって、民間活力を活用するため

- 産業廃棄物処理業許可申請の相談業務等を民間委託すること

- ② 産業廃棄物の適正処理等に資する車両の重量計測設備整備等への支援

- [提案事項]

- 産業廃棄物の適正処理及び山形県産業廃棄物税の課税の適正化に資するため

- 運搬車両の重量計測設備（通称：トラックスケール／付属する電子処理システム機器を含む）の新規導入、更新・改修に要する費用への補助金制度を設けること

- ③ 産業廃棄物排出事業者への研修機会等の提供

- [提案事項]

- 法令上の処理責任者であり、資源循環のループ形成にあって動脈側の拠点となる排出事業者にも役割と取組事例等を学んでいただくため

- 再資源化事業等高度化法の施行によって大きな転換期を迎えている環境政策等に関する研修や情報提供の機会を設けること

- ④ 最終処分場の計画的管理（県外産業廃棄物搬入規制の議論）

- [提案事項]

- 産業廃棄物の広域処理が進展するなか、30年前から継続する最終処分場への県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内）が妥当なのか、業界団体と改めて議論すること

- ⑤ 災害廃棄物の処理

- [提案事項]

- 災害発災時の災害廃棄物の迅速な処理を図るため、処理を担う業界団体等と意見交換の場を設けること



## スタートアップ(新人・若手実務者)研修会の開催



令和7年8月29日（金）、天童ホテル（天童市）において、スタートアップ研修会を開催しました。

本研修会は、会員企業の入社5年目程度までの実務者を対象に、産業資源循環業界の人材育成と社会的信頼の向上を目的として、青年部会の協力を得て開催したもので、今年で4回目となります。

第1部の「ビジネスマナー研修」では、ビジネスに活かせる体験型の学習を通じて、社会人としての基本を再確認しました。

第2部では、廃棄物の基礎知識等について学び、参加者にとって自身の業務を見直す良い機会となりました。

第3部の「青年部会の活動紹介」では、当青年部会の取り組みや活動内容について紹介がありました。

参加者からは「分かりやすく知識として役立つ内容だった」との声をいただきました。



株式会社旭ブレインズ  
藤 すずか 氏



ビジネスマナー研修の様子

期　　日　　令和7年8月29日（金）  
場　　所　　天童ホテル（天童市）  
参加人数　　29人（会員企業14社）

第1部 10:10～12:00

「ビジネスマナー研修」

〔講師〕株式会社旭ブレインズ 藤 すずか 氏

第2部 13:00～14:30

「廃棄物処理法入門／基礎知識」

〔講師〕BUN環境課題研修事務所

主宰 長岡 文明 氏

第3部 14:30～14:40

「青年部会の活動紹介」

青年部会副部会長 片桐 一樹 氏

（天童環境株式会社 常務取締役）



BUN環境課題研修事務所  
主宰 長岡文明 氏



青年部会副部会長 片桐一樹 氏  
(天童環境株式会社 常務取締役)



会場の様子



## 山形県循環型産業に係る人材育成セミナーの開催



令和7年9月26日（金）、パレスグランデール（山形市）において、山形県循環型産業に係る人材育成セミナーを開催しました。

本研修会は、産業廃棄物の排出から再資源化・最終処分まで処理全体での適正処理・3Rの推進や循環経済への移行促進と、社会インフラとして重要な役割を担う産業資源循環業界の社会的地位の向上を目的に、山形県からの委託事業として、企画開催したものです。

講師には、佐藤泉法律事務所 弁護士 佐藤 泉 氏を招き、再資源化事業等高度化法の施行に向けた業界の動向等のほか、私ども事業者が認識すべき失格要件について講演いただきました。

講演後の質疑やアンケートでは、「再資源化事業等高度化法に限らず、幅広い「現在の課題」について、具体的な回答やアドバイスを得られた」「新しい法律を、過去から順番に分かりやすく解説していただけた」等の声がありました。

期　　日　　令和7年9月26日（金）

場　　所　　パレスグランデール

テ　ー　マ　「再資源化事業等高度化法を学ぶ～3Rから資源獲得産業への転換～」

佐藤泉法律事務所（東京都）

弁護士 佐 藤 泉 氏

参加人数　60人



佐藤泉法律事務所  
弁護士 佐藤 泉 氏



会場の様子



## 「やまがた環境展2025」の開催



やまがた環境展は、地球温暖化対策や自然との共生、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）に関する学び・啓発の場を提供することで、参加者一人ひとりが環境保全に関する理解を深め、自らのライフスタイルを見直す契機とし、循環型社会の形成及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組みを推進することを目的として毎年開催しています。

今年度は、「あなたの一步が未来をつくる」をテーマに、令和7年10月18日（土）・19日（日）の2日間、山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」（山形市）で開催しました。

当日は、県や一般社団法人山形県産業資源循環協会等の主催団体をはじめ、県内の48の企業・団体が出展し、家庭でできる省エネ、再生可能エネルギー設備、リサイクル認定製品などの展示のほか、山形大学と連携した3Rワークショップ、学生ボランティアによるカーボンニュートラルに関するワークショップなど体験型企画を実施しました。また、アルピニストの野口 健 氏による「山の魅力、また清掃登山から学んだこと」をテーマにしたトークショーや、水素を燃料とする燃料電池自動車の展示や水素の実験ショーなどを行い、多くの来場者の方に、楽しみながら環境に対する理解を深めていただきました。

やまがた環境展は、平成15年度の「環境産業まつり」に始まり、今回で23回目の開催となりましたが、この間、私たちを取り巻く環境は大きく変容しております。また、環境に対する知識や技術も進歩してまいります。これからも、時代に沿ったやまがた環境展を企画運営し、環境保全に関する啓発活動を展開してまいりたいと考えておりますので、皆様方の変わらぬ御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、「やまがた環境展2025」の開催に御協力いただいた関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

山形県環境エネルギー部循環型社会推進課長 安孫子 恵子  
(やまがた環境展実行委員会事務局長)



テープカットの様子



一般社団法人山形県産業資源循環協会ブース



山形大学工学部 矢野研究室ワークショップ



かえっこバザール



リサイクル認定製品等の展示

## 開催概要

- ・テーマ 「あなたの一步が未来をつくる」
- ・期日 令和7年10月18日（土）から10月19日（日）まで 2日間  
(延べ来場者数 1万8千人)
- ・会場 山形国際交流プラザ「山形ビッグウイング」（山形市）
- ・主催 やまがた環境展実行委員会  
(構成団体：山形県、一般社団法人山形県産業資源循環協会等)

## 当会の取組み

村山支部と青年部会、そして当会理事 山形大学大学院理工学研究科 遠藤 昌敏 教授のお力添えによる同工学部 矢野研究室（大学院理工学研究科 准教授 矢野 成和 氏）の皆さんに特設ブースの設営・運営にご尽力いただきました。

村山支部と青年部会では、産業資源循環やリサイクル工程、災害廃棄物の処理等、当会の事業紹介に関するパネル展示等を行い、パネルを見ながら当会の活動を知っていただけるよう「環境クイズ」を実施しました。また、賛助会員である西東北日野自動車株式会社様のご協力により、EVトラックの展示を行い、子供たちや保護者の方々にカーボンニュートラル実現に向けた取組みを発信しました。



環境クイズ



EVトラックの展示(賛助会員 西東北日野自動車株式会社 様)

矢野研究室では、『ペットボトル空気砲』、『アルミたまごづくり』、そして『フライングペーパー』の3つを学生さんの協力もいただき、ワークショップとして出展していただきました。

当会では、引き続き産学連携した循環型社会形成への取組みを進めてまいります。



ペットボトル空気砲づくり



山形大学工学部 矢野研究室



フライングペーパーづくり

## ○村山支部の報告

村山支部は、環境問題解決に向けた各企業の処理、リサイクルへの取組み、災害廃棄物の処理についてパネルにて展示し、来場者の方々へ私たちの活動を通して、廃棄物の適正処理、リサイクルの重要性を説明しました。また、今回はパネルを見ながら「環境クイズ」に答えてもらうことで、より理解を深めていただけたと実感しております。

今後も環境問題への取組みや課題などをより多くの皆様に身近に感じていただけるように活動を続けてまいります。

村山支部 事務局長 大宮 拓也(株式会社クレンズ興産 専務取締役)



## ○青年部会の報告

当部会では、「資源循環」をテーマとしたパネル展示とEVトラック展示を実施しました。

パネル展示では、家庭や事業所から出る廃棄物の現状や、分別・リサイクルのポイント、災害廃棄物についてなど環境負荷を減らすために私たちができる取組みについて、写真や図を交えて分かりやすく紹介しました。

また、来場された皆さんにより関心を持っていただけるように、展示内容に沿った「環境クイズ」も実施しました。クイズは紙に記入する形式で、「正しい分別はどれ?」「この廃棄物は何に生まれ変わる?」など、家族で楽しみながら学べる内容としました。

今回の環境展を通して、当会の活動を広く知っていただく良い機会になりました。

今後も皆さんと一緒に、より良い環境づくりに取組んでいけるように努めてまいります。

青年部会員 種村 誠(株式会社キヨスミ産研 営業部)





## 青年部会清掃活動



報告：青年部会員（株式会社山形環境エンジニアリング 営業課 主任） 武田 悠平

令和7年10月18日（土）、やまがた環境展2025の開催に先立ち、会場である山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）において、周辺の清掃活動を実施しました。

約30分という時間ではありましたが、環境展テーマ「あなたの一步が未来をつくる」に沿って、会場を清潔に保つための取組みを行い、来場者の皆様に気持ちよくご参加いただける会場づくりに貢献しました。



## 全国産業資源循環連合会青年部協議会 第15回カンファレンスinさっぽろ



報告：青年部会副部会長（アースリストア株式会社 専務取締役） 渡邊 貴徳

2025年10月30日に北海道札幌市において全国産業資源循環連合会青年部協議会 第15回カンファレンスinさっぽろが開催されました。当青年部会からは、井上部会長、片桐副部会長、五十嵐幹事、成澤部会員と私の5名で参加をしてまいりました。会場は北海道自治労会館5F大ホールにて全国47都道府県から部会長と副部会長をはじめとするオブザーブメンバー総勢140名超が参加する壮大な開催となりました。本カンファレンスは北海道・東北ブロックによる開催ということもあり、前日から設営やりハーサルを行い当日の本番を迎えました。

今回のカンファレンスは二部構成となっており、第一部ではBack To Ehime～つなげる～というテーマで、前回のカンファレンスで各部会長が宣言した内容を自らの青年部会に持ち帰り、宣言目標に向かって何をどのように実践し、その結果どうなったのかを、部会長及び次期部会長予定者とともに検証・共有し、各都道府県の青年部会がやるべきことを明確にし、青年部会活動のいっそうの活性化につなげるよう意見交換を行いました。第二部では、For The Next～そして、つたえる～というテーマで、全国の青年部会や部会長が抱える多くの課題を把握、共有することでより多くの課題を解決し、青年部会活動に夢を持てる環境を築くことを目指すためのディスカッションを行いました。それぞれが抱えている悩みや問題点を他の青年部会での取組みや問題解決策を知ることで、より良い青年部会運営を推し進めるきっかけとなりました。

その後の懇親会では、全国の青年部会メンバーとの交流を図り、今後につながる大変有意義な機会となりました。



左から 五十嵐幹事、渡邊副部会長、  
井上部会長、成澤部会員、片桐副部会長



## 産業廃棄物の安定処理（県外搬入物2割規制）に係る意見交換会



令和7年11月26日、県主催の標記意見交換会が開催されました。県内最終処分場への県外産業廃棄物の搬入規制（県外産業廃棄物の搬入は埋立実績の2割以内）は、平成2年8月に県が定めた指導要綱等に示す行政指導ですが、規制開始から30数年間、産業廃棄物の広域処理や3Rの推進など処理形態が変化するにもかかわらず、全く見直しされませんでした。

現在、規制の文言は、第3次山形県循環型社会形成推進計画の中に、廃棄物の適正処理関連事項として記されています。今回、規制以来、初めての意見交換が行われた背景には、同計画の中間見直し作業中（計画期間R3～R12の内、R8からの後期分）であることを踏まえ、当会が、県民の声を計画に反映するために必要な対応として開催を求めてきた経緯があります。

県からは、現行規制を継続したいとの説明がなされましたが、規制率2割の明確な根拠はないご回答され、県全体の搬入実績割合も示されませんでした。

出席者からは、県内焼却施設で中間処理する県外産業廃棄物にも、間接的にこの規制を適用していることの疑義や、施設維持経費なども高騰する中、循環経済の実現を論じながらも、処理施設に対してはいまだに大量生産・消費・廃棄の線形経済時代の対応を改めないことへの不満、そして意見交換会の継続開催、規制の段階的緩和・撤廃が強く意見されました。

この規制は行政指導であり、法的拘束力はなく、あくまで山形県行政手続条例の定めにより行われるべきものです。政府からは、災害時の産業廃棄物処理体制の強化に絡め、県が法に定められた規制を超える運用を要綱等により行っている場合には、必要な見直しを行う旨の通知が発せられています。

当会は、事業者の安定的経営、ひいては産業廃棄物の安定・適正処理のために、引き続き県と意見交換などを行ってまいります。

○期日 令和7年11月26日(水)

○場 所 山形県産業創造支援センター（山形市松栄）

○出席者 ・県執行部 原田泰浩 環境エネルギー部循環型社会推進課 廃棄物対策主幹  
ほか担当者 2人

- ・当会事業者 最終処分場事業会員 10社、15人
  - ・当会役員 副会長 伊藤泰志（株式会社ミツワ企業 代表取締役）  
専務理事 井上洋輔（東北クリーン開発株式会社 代表取締役）  
常務理事 三澤昌則（山形県産業資源循環協会 事務局長）





## 令和7年度災害廃棄物対策東北ブロック協議会 山形県における災害廃棄物処理に係る人材育成研修会・関係団体連絡会



環境省 東北地方環境事務所では、災害廃棄物処理にあって、東北各県、一部市町村及び関係団体等によるブロック協議会を設置し、当会はその構成員となっています。

この度、同協議会主催による、山形県における災害廃棄物に係る人材育成研修会及び関係団体連絡会が開催されました。

- ・期日等 令和7年12月8日（月）
- ・場 所 山形テルサ（山形市双葉町）
  - 10:00 人材育成研修会／13人（参加市町村6）
  - 13:00 関係団体連絡会／8人

人材育成研修会では、市町村の担当者を対象とした災害廃棄物処理計画の改定についての説明がありました。その後、水害時の災害廃棄物発生量推計について、演習を交えながら、実践的な研修が行われました。

関係団体連絡会では、県環境エネルギー部循環型社会推進課、県と災害時の協定を締結している3団体（当会、一般社団法人山形県解体工事業協会、山形県環境整備事業協同組合）による意見交換が行われました。

当会においては、令和6年7月の大震災に伴う災害廃棄物処理を踏まえ、“初動対応の遅れ”について課題提起しました。その解決策として、市町村において、具体的な仮置場の場所や、想定される災害廃棄物の種類ごと（特に処理困難物）の処理ルートを災害廃棄物処理計画に盛り込むことがあげられます。当然、当会に発災後、直ちにお声がけいただくことで、よりスムーズな災害廃棄物処理が可能になります。

災害廃棄物処理を行うのは市町村であることから、今後、県がリードしての、市町村と関係団体による継続した意見交換会を開催するなどして、ますますの連携強化が必要と考えます。

### 本関係団体連絡会での当会の意見内容

- ・令和6年7月の大震災では、3市町村の災害廃棄物処理に携わった。課題として、初動対応が遅れたことがある。山形では水害が多いが、災害廃棄物処理計画に水害を想定していないことがある。また、処理計画に仮置場候補地を盛り込むことも重要である。仮置場があれば分別収集ができる、適正処理につながる。濡れた畳やカーペットなどは異臭が生じるので迅速な対応が必要である。
- ・農薬や肥料、廃油、タイヤ等の広域の処理施設に行かないものについても、処理ルートの想定が必要である。県内4地域中、最上、庄内地域には民間の管理型処分場がない。他の自治体区域の施設に廃棄物を持ち込む際の手続き（法令上は事前の通知）にも時間を要したため事前の想定が必要である。処理実績は毎月報告しているが、大規模災害時においては膨大な量となる。能登ではキントーン等のツールを使用していた。報告様式を整理することが望ましい。



## 山形サーキュラーコンソーシアム(Y2C)ワーキングチーム 始動 — 循環経済移行に向けた山形大学J-PEAKS事業との連携 —

「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が、令和7年2月1日に一部施行、令和7年11月21日に全面施行されました。政府では、この法律の施行により、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させて付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く持続可能な経済システムである『循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行加速化』を国家戦略に位置づけ、オールジャパンでの取組みを進めています。

山形県でも、令和7年9月の県議会代表質問において当会政策研究会顧問の小松伸也 議員が「循環経済の実現に向けた静脈産業の強靭化と競争力強化について」を質問されました。

沖本佳祐 環境エネルギー部長は「動脈産業と静脈産業との連携を促進するマッチング支援を行い、高度な再資源化・省資源化技術の開発・導入等を支援する必要があると考えている。「第3次山形県循環型社会形成推進計画」の中間見直しの中に今後5年間の取組みを盛り込み、循環経済の実現に向けて取り組んでいく。」と答弁されました。

このような情勢下、当会理事 山形大学大学院理工学研究科 遠藤昌敏 教授から、大学のJ-PEAKS事業との連携のお話をいただきました。本県の知の拠点である山形大学のお力を借りできることは、新たな資源循環のループ形成にもつながることが期待できます。

当会では、早速、事業連携、ひいては循環経済実現のためのコンソーシアムの立ち上げを目指したワーキングチームを始動しました。

### 「Y2Cワーキングチーム 第1回チームミーティング」

- 期 日 令和7年12月9日(火)
- 場 所 緑町会館 会議室
- 出席者

当会(会長・青年部会推薦者)

高田 裕太 氏 株式会社クリーンシステム  
取締役 ※チームリーダー

井上 洋輔 氏 東北クリーン開発株式会社  
代表取締役/青年部会 部会長

片桐 一樹 氏 天童環境株式会社  
常務取締役/ 同 副部会長

渡邊 貴徳 氏 アースリストア株式会社  
専務取締役/ 同 副部会長

五十嵐広一 氏 中央公害清掃株式会社  
専務取締役/ 同 幹事

青木 大智 氏 株式会社ミツワ企業 経営企画部  
副部長/ 同 部会員

山形大学

遠藤 昌敏 氏 山形大学大学院理工学研究科  
教授/当会 理事

原 拓也 氏 山形大学 米沢キャンパス事務部研究支援課  
副課長/J-PEAKS担当

山形県

早坂 翔 氏 循環型社会推進課 リサイクル推進主査

黒沼 洋太 氏 循環型社会推進課 主査(廃棄物対策担当)

ミーティングには、山形大学から当会理事 遠藤教授とJ-PEAKS担当者、そして県担当者にアドバイザーとして出席いただきました。

メンバーからは「資源循環をこれからどう進めていくかが課題だが、山形大学という素晴らしい研究機関がある。ともに資源循環のかたちをつくるべく、考えていきたい。」との意見が出されました。

県からは「再資源化しやすいものは既に取り合いになっている。今後は再資源化されていないもの、または再資源化しにくいものをどのように再資源化していくかが課題の一つである。」「動静脈連携に向けたマッチングの機会を設けたいと考えている。」との助言がありました。

遠藤教授は「県や市町村などの協力がないと回らない。」「本県で、このように組織立ててやっていることは、大きな期待が持てるのではないか。ぜひ山形大学も、『山形はすごい』と言われる側に付きたい。」と述べてくださいました。

チームは引き続き、産学官連携のスタイルで、循環経済実現に向けての意見交換などを行ってまいります。



当会理事 山形大学大学院理工学研究科 遠藤 教授



※J-PEAKS（地域中核・特色ある研究大学強化促進事業）

地域の中核大学や研究の特定分野に強みを持つ大学が、その強みや特色のある研究力を核とした戦略的経営の下、研究力強化を図る環境整備を支援することにより、国際卓越研究大学とともに我が国全体の研究力の発展を牽引する研究大学群の形成を推進することを目的とした文部科学省の事業。

山形大学は、「地域と共に創り、持続的な革新技術をもたらす研究大学～サステナブル社会の実現と南東北の地域創生に貢献～」という構想で採択された。

出典：山形大学『PRESS RELEASE』（令和7年2月6日）



## 環境大臣表彰受賞報告



当会理事・庄内支部長である渡部 元博 氏（株式会社渡部砂利工業所 代表取締役／本社 酒田市）は、令和7年度循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰を受賞されました。

当会役員、支部長として、長年にわたり全県的な産業廃棄物の適正処理事業の向上及び発展に寄与されたこと、令和6年7月の大震災に伴う災害廃棄物処理について、被災した庄内地域の支部長として、酒田市及び遊佐町における処理業務を統括し、被災地の早期復旧・復興に大きく寄与された功績がたたえられたものです。

表彰状は令和7年12月22日（月）、山形県環境エネルギー部長室において、沖本佳祐 環境エネルギー部長から伝達されました。



前列左から 当会 伊藤泰志 副会長、渡部元博 氏、県 沖本佳祐 部長  
後列同 渡部大空 氏（株式会社渡部砂利工業所 管理課）、県 高嶋智弘 次長



## — 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行について —

天然資源などの原材料から、製品を「大量に作って、使って、捨てる」といった、一方通行型の経済活動を「線形経済(リニアエコノミー)」といいます。線形経済では、資源が大量に消費され、また、廃棄による環境への大きな負荷が生じるため、将来的に資源の枯渇や環境汚染などのリスクがあります。

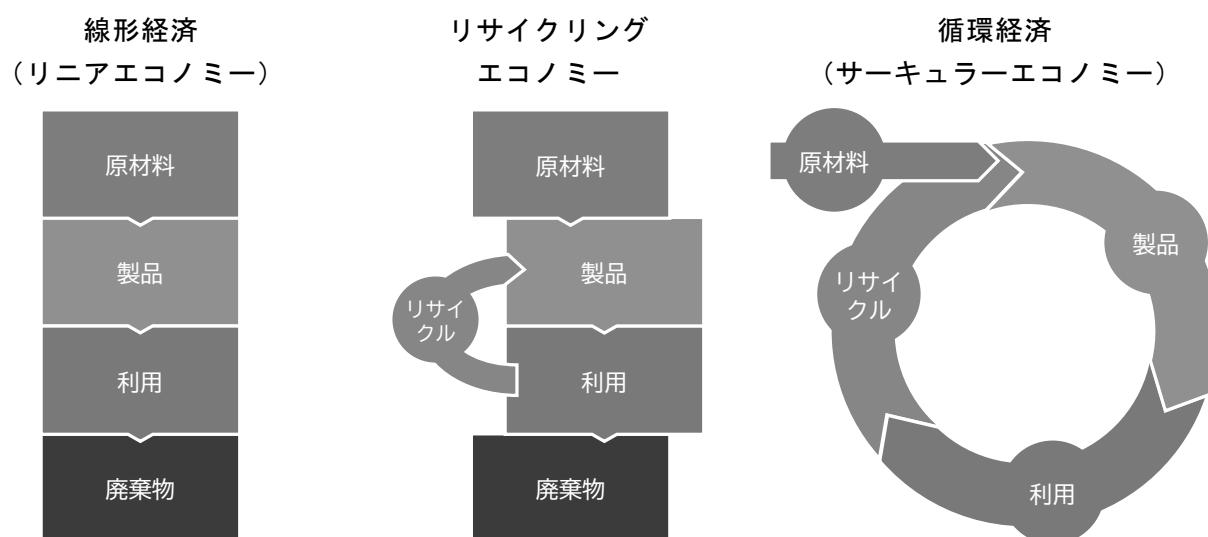
そこで、これまでの日本では、「3 R」(リデュース：ごみになるものを減らす、リユース：繰り返し使う、リサイクル：資源として再生利用する)を推進してきました。この3 Rを基本とする「リサイクリングエコノミー」は、ごみを減らし、資源をできる限り再使用・再生利用して、有効利用するのですが、少なからず廃棄物が発生します。

「循環経済(サーキュラーエコノミー)」は、従来の3 Rの取組みに加え、製品・サービスの生産段階から、資源や製品の再使用・再生利用を前提に設計し、生産から消費までのあらゆる段階で循環させることで、既存の資源の価値を最大化し、新たな資源やエネルギーの消費、廃棄物の発生を最小化する経済活動です。

「循環経済への移行」は、資源の消費や廃棄物の不必要的焼却を抑え、温室効果ガスの排出削減や自然への負荷軽減になると同時に、企業の経済成長にもつながることから、気候変動や環境汚染などの環境制約に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生などの社会的課題への解決にも貢献するものであり、環境と経済が両立する持続可能な社会の実現のために重要です。

循環経済への移行を進めていく中で、県をはじめとする地方公共団体には、「関係者間の連携・協働を促進するコーディネーター」や「地域の循環資源を活用した新規ビジネスの創出支援」の役割が求められています。

本県ではこれまで、3 R技術の研究開発やリサイクル施設等の整備に対する支援、リサイクル製品の認定、リサイクルシステムの認証、3 R推進環境コーディネーターによるマッチング支援等の取組みにより、循環型産業の振興を推進してきたところですが、今後、製造業・小売業などの動脈産業や廃棄物処理・リサイクル業などの静脈産業をはじめとした様々な主体間の連携を促進するマッチング支援や、高度な再資源化・省資源化技術の開発・導入への支援等、循環経済への移行に向けた、一層の取組みを検討してまいります。



出展：オランダ政府「A Circular Economy in the Netherlands by 2050」(2016) を参考に山形県が作成

## 一 産業廃棄物処理業者による実績報告について

山形県では、産業廃棄物の処理に関する状況を取りまとめるため、産業廃棄物処理業許可業者の皆様に、毎年6月30日までに前年度の産業廃棄物の処理実績について報告するようお願いしています（前年度に処理実績がない場合でも、報告が必要です）。

各報告書の様式は、県のホームページをご参照ください（右の2次元コードからアクセスできます）。また、県の電子申請システムである「やまがたe申請」を利用した電子申請を推奨していますので、ご活用ください。



### A. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業の許可業者

#### 《提出物》

- 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業実績報告書

### B. 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業の許可業者

#### 《提出物》

- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分業実績報告書
  - ②-1 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の中間処理施設における処分実績報告書
  - ②-2 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の最終処分場における処分実績報告書
- ※ ②-1、②-2は、①の別紙として提出が必要です。

### C. 産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法15条設置施設許可施設）設置者

#### 《提出物》

（中間処理施設の場合）

- 産業廃棄物処理施設（中間処理施設）実績報告書

（最終処分場の場合）

- 産業廃棄物処理施設（最終処分場）実績報告書
- 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書（提出期限：10月30日）

以下のD、Eについては、産業廃棄物処理業に関係しないものでも、該当する場合は提出する必要がありますので、ご確認ください。

### D. 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者

産業廃棄物処理業に関係しないものであっても、前年度に紙マニフェストを交付した場合は、各総合支庁（次の場合は山形市）提出が必要です。

- 山形市に事業所を有し、山形市内で排出した産業廃棄物について紙マニフェストを交付したもの
- 建設業の方で、山形市内の工事現場で排出した産業廃棄物について紙マニフェストを交付したもの

#### 《提出物》

- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書

### E. 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上である事業場又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者（多量排出事業者）

各総合支庁（事業場が山形市にある場合は山形市）への提出が必要です。

#### 《提出物》

- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画書（翌年度分）
- ② 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理計画実施状況報告書（前年度分）

※②は、前年度に処理計画を提出した場合。

### 【受付・相談窓口】

	担当 課	電話番号
山形県	村山総合支庁 保健福祉環境部 環境課 〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8421
	最上総合支庁 保健福祉環境部 環境課 〒996-0002 新庄市金沢大道上2034	0233-29-1287
	置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課 〒992-0012 米沢市金池7-1-50	0238-26-6034
	庄内総合支庁 保健福祉環境部 環境課 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4914
	山形県庁 環境エネルギー部 循環型社会推進課 〒990-8570 山形市松波2-8-1	023-630-2323
D, Eのみ		
山形市	環境部 廃棄物指導課 産業廃棄物係 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212 (代表)内線870-871

・ご不明な点については、各担当窓口にお問い合わせください。

・電子申請については、山形県環境エネルギー部循環型社会推進課にお問い合わせください。

## 一 電子マニフェストの項目が追加されました

(廃棄物処理法施行規則改正 (令和7年4月22日公布))

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度です。また、電子マニフェストは、マニフェストの記載内容を電子データとしてやりとりするもので、情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化などのメリットがあり、電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができます。

この度、これまでの環境省の中央環境審議会からの意見（排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上や、再生も含めた情報収集の重要性）を踏まえて廃棄物処理法施行規則が改正され（令和7年4月22日公布）、電子マニフェストの最終処分終了報告に「再資源化等の情報」が追加されました。

具体的に追加された項目は次のとおりです。

- ① 処分を行った者の氏名又は名称及び許可番号
- ② 処分を行った事業場の名称及び所在地
- ③ 処分方法
- ④ 処分方法ごとの処分量
- ⑤ 処分後の産業廃棄物又は再生された物の種類及び数量

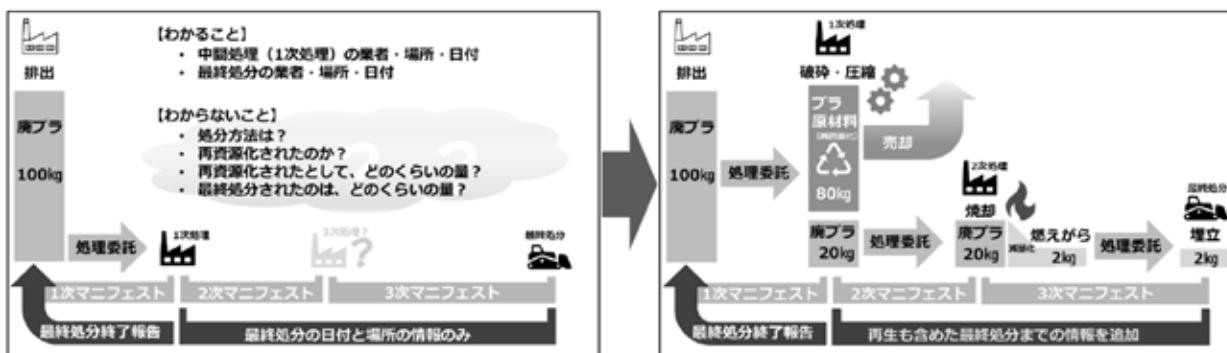


図 廃棄物処理法施行規則改正による項目追加のイメージ

(出典：環境省HP (<https://www.env.go.jp/content/000271536.pdf>))

これにより、排出事業者が、廃棄物を「だれが」処理したか、「どのように」処理されたか、処理されたものがその後「どのように」なったかなどの情報を把握できるようになります。

一方、これらの情報の入力を、産業廃棄物の処理委託を受けた「処分業者」が、「最終処分終了報告」を行う際に行う必要が生じます。しかし、入力時の手間を軽減するため、過去の実績に基づいて廃棄物／再資源化物の数量の割合をパターン化して登録しておくことが可能となるようです。

電子マニフェスト項目追加に係る実務については、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターにお問い合わせください。[\(https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html\)](https://www.jwnet.or.jp/jwnet/index.html)

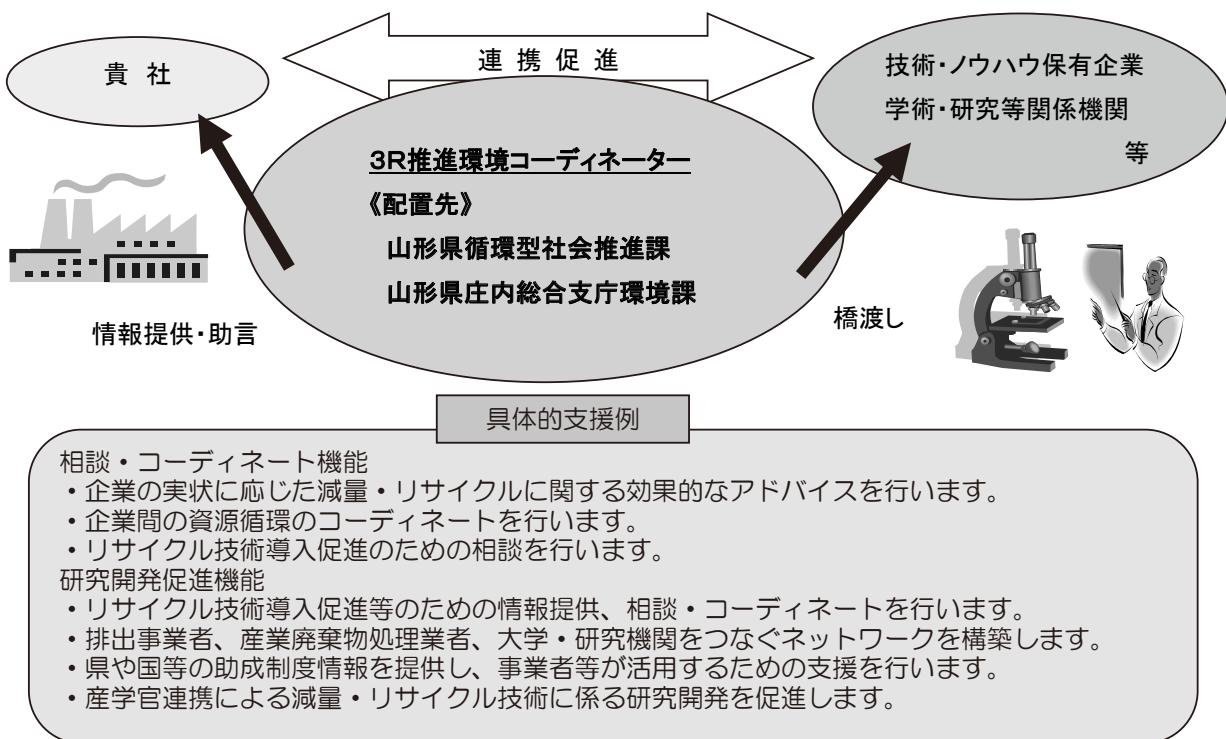
## — 3R推進環境コーディネーターをご活用ください！—

県では、県内企業に対して、3R（発生抑制Reduce・再使用Reuse・再生利用Recycle）推進に向けた環境に関する情報提供や助言、課題解決の橋渡し等を行う「3R推進環境コーディネーター」を配置し、企業の皆様の3Rの取組みを支援しています。

3R推進の実例や環境整備等についての広範な知識を有するコーディネーターが、処理業者や排出事業者、リサイクル企業等へ次のような支援を行います。

ご相談はすべて無料です。お気軽にお問い合わせください。

1	企業の課題やニーズの情報収集を行い、その改善や問題解決に向けて必要な助言、情報提供等を行います。
2	企業、行政、学術研究機関等の持つ情報や技術、ニーズ等の橋渡しを行い、環境課題に取り組む活動を支援します。
3	複数の企業や学術研究機関等が連携することで環境問題を解決できるよう、その連携活動の立ち上げ支援や具体的な課題解決を支援します。



### 【お問合せ先】

#### ◎山形県環境エネルギー部循環型社会推進課 3R推進環境コーディネーター

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

電話:023-630-3044 ファックス:023-625-7991 電子メール:yjunkan@pref.yamagata.jp

#### ◎山形県庄内総合支庁保健福祉環境部環境課 3R推進環境コーディネーター

〒997-1392 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19-1

電話:0235-66-5068 ファックス:0235-66-4749 電子メール:yshonaikankyo@pref.yamagata.jp

※どちらにご連絡いただいても対応いたします。

## — 山形県からのお知らせ 「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーンを実施しています —

日本での食品ロス（まだ食べられるのに廃棄されている食品）は、1人1日当たりおにぎり約1個分（約102グラム）、1年間で約464万トンと言われています。（農林水産省・環境省「令和5年度推計」より）

食品ロスは、食品の生産や流通に要したエネルギーを無駄にするだけでなく、廃棄の際には運搬や焼却で余分な二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を排出することになるため、環境面からもその発生を抑制していくことが大切です。

県では、食品ロス削減などに取り組む飲食店、宿泊施設、小売店・スーパーを「もったいない山形協力店」として登録し、環境にやさしいお店として県ホームページで紹介しています。

また、1月30日まで、「もったいない山形協力店」おいしい食べきりキャンペーンを実施しています。これは、協力店の飲食店や宿泊施設に設置している卓上POPから、専用フォームにアクセスして食品ロスに関するアンケートに回答していただいた方に、抽選で景品を進呈するものであり、参加したお客様が食品ロスについて考えるきっかけとしていただくものです。

ごみゼロやまがた推進県民会議の構成団体である山形県産業資源循環協会、会員企業及び従業員の皆様も、協力店を利用して食品ロス削減に御協力くださいますようお願いいたします。



## —山形市からのお知らせ—

### ◎不法投棄現場の原状回復事業を行いました

令和7年10月、山形市妙見寺地内に不法投棄された廃棄物の回収作業を行いました。回収した廃棄物は、家電製品や食器などの日用品、人形飾り一式、ダンボールなどで、総量は約180kgに及びました。これらは林道沿いの斜面に意図的に投棄された悪質なものであり、便乗投棄を誘発するおそれがあったため、速やかに回収を行いました。

山形市では、豊かな自然環境を将来の世代に引き継いでいくよう、不法投棄の撲滅に引き続き取り組んでまいります。

山形市内の不法投棄に関する情報は、不法投棄110番（023-629-0802）までお寄せください。今後とも皆様のご協力をお願いいたします。



### ◎第26回グリーン購入大賞 優秀賞を受賞しました

令和7年12月17日に開催された、グリーン購入ネットワーク（GPN）主催の「第26回グリーン購入大賞」表彰式において、山形市が行政・民間団体部門の優秀賞を受賞しました。

今回の受賞は、平成21年度から市独自の環境マネジメントシステムを構築・運用し、継続的に課題改善へ取り組むPDCAサイクルを通じて、環境や社会に配慮した製品を優先的に購入する「グリーン購入」を推進してきた点が高く評価されたものです。

山形市では今後も、環境配慮型製品の率先購入を進めることで、脱炭素社会の実現に向けた市内の機運醸成を図ってまいります。

#### 山形市の受賞概要について

【受賞部門】行政・民間団体部門 【種別】優秀賞

【タイトル】わたしの工夫、一歩ずつ。

～山形市環境マネジメントシステム～

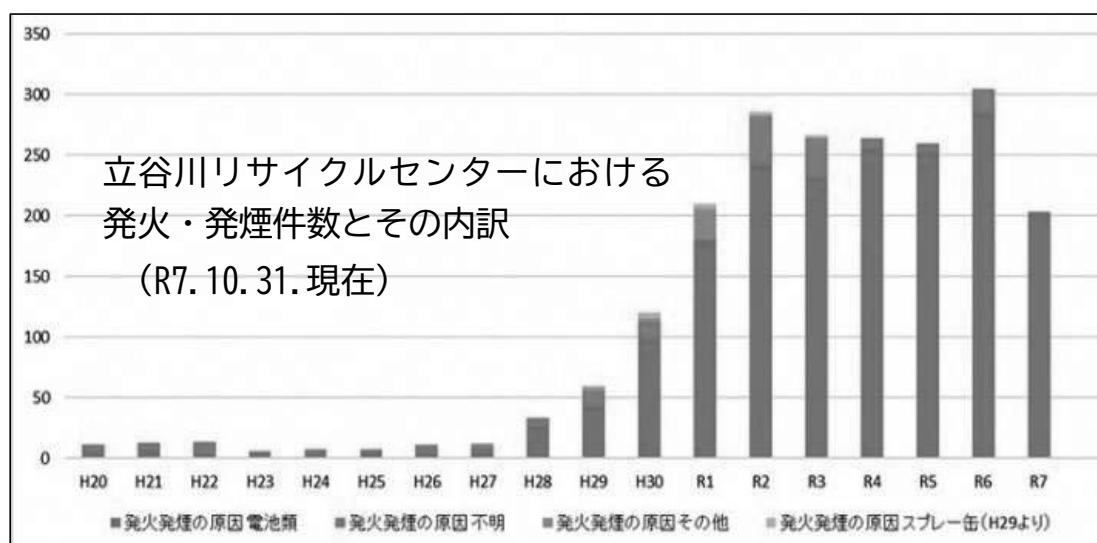
※取組概要など、詳細は山形市HPをご覧ください。



## ◎リチウムイオン電池の分別の徹底をお願いします

ごみの処理施設や収集車両の発火・発煙事故が、全国的に急増しています。山形市においても、立谷川リサイクルセンター（雑貨品・小型廃家電類の処分施設）での発火・発煙事故が多発しており、その原因の大半をリチウムイオン電池が占めています。

また、令和7年8月には「もやせるごみ」を扱うエネルギー回収施設（立谷川）においても発煙事故が発生しました。



「雑貨品・小型廃家電類」を廃棄する際は、家電製品に充電式の電池（リチウムイオン電池等）が使用されていないかを必ず確認し、取り外せるものは必ず取り外してください。

リチウムイオン電池等を取り外せない製品については、本体ごと収集しますので、「電池類」として透明袋に入れ、月1回の「埋立ごみ」収集日にお出しください。

また、市役所や公民館等に設置された「充電式家電・充電池回収ボックス」（山形市役所10階及び東部、西部、南部、北部、江南、霞城、元木の各公民館に設置）でも回収を行っていますので、ぜひご活用ください。（※山形市内的一般家庭から排出される廃棄物に限ります）



**【令和7年度秋期「不法投棄防止合同パトロール」を実施しました！】**

10月14日から22日まで、村山管内14市町において市・町・衛生組織連合会、一般社団法人山形県産業資源循環協会会員と合同でパトロールを実施しました。貴協会の皆様からも多大なるご協力をいただき、この紙面をお借りしまして改めて感謝申し上げます。

当管内では令和3年7月以降、30m<sup>2</sup>以上の大規模な不法投棄箇所はゼロですが、実際パトロールしてみると、河川敷や道路わきの目立つ場所に、家庭で不要になった家具・家電製品やレジ袋に入れたまま捨てられている（いわゆるポイ捨て）事案が散見されました。

これからも監視の目を光らせ、不法投棄ゼロに向け、県民一丸となってごみのない美しいやまがたを実現していきましょう！



パトロールの様子

**【今年度2回目の「村山総合支庁フードドライブ」やります！】**

ご家庭で、買いすぎてしまつた、あるいはもらったけど使う予定がない、といった食品はありますか？

村山総合支庁では、「賞味期限はまだあるけど、自宅では食べない・使わない食品」を必要としている世帯などへ提供する「フードドライブ」を9月2日から5日まで村山総合支庁管内（本庁舎、西村山地域振興局、北村山地域振興局及び村山保健所）において、県民及びそれぞれの庁舎に勤務する職員を対象に実施しました。



【フードバンク活動団体への贈呈式（令和7年9月5日）】

写真左：一般社団法人やまがた福わたし 伊藤代表

写真右：村山総合支庁保健福祉環境部 大瀧部長

多くの皆様から食品を提供いただき、977個、重さにして673キログラムの食品が集まり、9月5日に一般社団法人やまがた福わたし（フードバンク活動団体）に贈呈しました。集まった食品は、同団体を通じて食の支援を必要としている方に提供されました。

さらに、今年度2回目のフードドライブを令和8年1月27日から30日までに実施する予定です。前回（9月）と同じ場所で一般県民及び村山総合支庁職員を対象として進めておりますので、ご協力をお願いします。詳細については、県のホームページでご覧願います。



令和7年度第2回フードドライブ

こちらからご覧ください。

令和8年1月27日(火)～30日(金)実施

ご家庭で眠っている食品はありませんか？

山形県

# フードドライブ

## ご協力ください

ご家庭で眠っている食品を 会場で受付 食の支援を必要とする世帯に

フードドライブとは…  
ご家庭で使わずに眠っている食品を寄付いただき、食の支援を必要としている世帯や子ども食堂、福祉施設などに提供する活動です  
集められた食品は……  
一般社団法人やまがた福わたし（フードバンク活動団体）を通して、食の支援を必要としている世帯等にお渡します

山形市	1月27日(火) 村山保健所	山形市十日町1-6-6
寒河江市	1月30日(金) 村山総合支庁	山形市鉄砲町2-19-68
村山市	1月29日(木) 村山総合支庁 西村山地域振興局 寒河江市大字西根字石川西355	
	1月28日(水) 村山総合支庁 北村山地域振興局 村山市楯岡笛田4-5-1	

各会場とも 9:00～15:00 最寄りの会場にお持ちください

**寄付をお願いしたい食品**

～すべてに該当するもの～

- ① 常温保存可能なものの
- ② 未開封のもの
- ③ 賞味期限が

令和8年3月以降のもの

※ アルコール類は除きます。

例えば…

- ・ギフトセット（お歳暮・ご年始等）
- ・インスタント食品、レトルト食品
- ・缶詰、乾物（のり、海藻等）、ふりかけ
- ・調味料（しょうゆ、砂糖、食用油等）
- ・お菓子、飲料（ジュース、お茶等）
- ・お米（玄米・精米）、乾麺 など

ごみゼロやまがた  
県民運動キャラクター  
「ごみゼロくん」

お問い合わせ  
村山総合支庁保健福祉環境部 環境課  
023-621-8423 山形市鉄砲町2-19-68

村山総合支庁フードドライブ

## 最上総合支庁 保健福祉環境部 環境課からのお知らせ

### 【不法投棄監視合同パトロールを実施しました！】

山形県が設定する「不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間」にあわせて、5月に続き10月も最上管内8市町村で不法投棄監視合同パトロールを実施しました。

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部等から多くの方に参加していただきました。お忙しい中ご参加いただき深く感謝申し上げます。

不法投棄監視合同パトロールでは、啓発看板を載せた不法投棄監視車で啓発テープを流しながら不法投棄常習箇所の巡回を行い、道路わきの空き缶等のポイ捨てごみの回収等も行いました。

最上の美しい景観や豊かな自然を守っていくための取組みを今後も進めてまいりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願いします。



### 【フードドライブを実施しました！】

「食品ロス削減の日（10月30日）」にあわせて、10月30、31日に最上総合支庁でフードドライブを実施しました。

多くの皆さんから、お米やインスタント食品など、103点、139kgの食品をお持ちいただきました。大変ありがとうございます。皆さんからいただいた食品は、金山町社会福祉協議会様を通して、子ども食堂や福祉施設、食の支援を必要とする方々へ提供される予定です。

また、大手スーパー等では1年を通してフードドライブを実施しておりますので、食品ロス削減のため、提供できる食品がありましたら皆さんのご協力をお願いします。



たくさんのご協力  
ありがとうございます！

（最上総合支庁 10月30日、31日開催）



### 【不法投棄防止啓発用のぼり旗の寄贈】

一般社団法人山形県産業資源循環協会最上支部から不法投棄防止啓発「のぼり旗」を寄贈いただき、感謝申し上げます。

不法投棄箇所へ設置して、啓発や未然防止のため活用させていただきます。

## 置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課からのお知らせ

### 【今年のポスターコンクールも力作が集まりました】

置賜地域の小中学生を対象に毎年開催しております「廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」に、今年は小学生43作品、中学生170作品、計213作品の応募があり、山形県産業資源循環協会置賜支部長様等に御協力いただいた審査の結果、計13点の受賞作品を決定しました。10月29日には置賜総合支庁において表彰式を開催し、受賞者に賞状と副賞を手渡しました。

受賞作品は置賜地域の商業施設など4か所で巡回展示したほか、やまがた環境展での展示を行いました。また、不法投棄防止のための看板や啓発物品にも活用し、子どもたちのメッセージを地域へ広く発信して参ります。御協力いただいた皆様、誠にありがとうございました。



(審査会の様子)



(表彰式の様子)

### 【不法投棄防止啓発キャンペーンでごみゼロへ】

10月の不法投棄監視及び海岸漂着ごみ削減強化月間に、市町や警察署、山形県産業資源循環協会不法投棄防止専門部会等の方々と不法投棄監視合同パトロールを実施しました。10月3日のパトロール初日には、置賜総合支庁において出発式を行い、ヤマザワ高畠店及びヨークベニマル高畠店において不法投棄防止啓発キャンペーンを実施しました。

キャンペーンでは、来場者に対して、ごみのポイ捨て防止を呼び掛けながら、啓発チラシとポスターコンクール受賞作品を活用したポケットティッシュの配布を行いました。



(出発式の様子)



(啓発キャンペーンの様子)

### ■クリーンアップin湯野浜！

10月に開催した「クリーンアップin湯野浜」に、今年も企業、団体、家族連れなど約445名のボランティアが参加され、ペットボトルや大小のプラスチックごみ、漁網、ロープなど約1.9トンものごみを回収しました。昨年度より100名ほど多く参加いただき、御協力いただきましたこと感謝申し上げます。

今年は、参加者が多かったこともあり、回収範囲を北側に広げ約1.5kmの範囲での活動となりました。

回収後は、皆さんの清々しい笑顔を拝見できることは、事務局としてこの事業が実施できたことを大変うれしく思います。

これからもきれいな庄内海岸を次世代に継承できるよう、活動を進めてまいりますので、引き続き海岸クリーンアップへの御協力をお願いします。



クリーンアップin湯野浜



清掃後の湯野浜



回収した漂着物

### ■『庄内の美しさを守る』～不法投棄箇所の巡回監視！

不法投棄の未然防止を図るため、強化月間である10月に山形県産業資源循環協会庄内支部、各市町、警察署及び庄内総合支庁により50を超える不法投棄個所の巡回監視を行いました。

地元の皆さんからも御協力いただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。

今後も不法投棄の防止に努め、きれいな庄内地域の実現にむけて、地域の方々と協力し合って取り組んでいきます。



きっとみつかる いい人、いい仕事



job sanko  
ジョブ産雇



公式キャラクター  
リイジョブさん

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関

費用は  
無料

## 企業と人材を結ぶエキスパート

産業雇用安定センター（ジョブ産雇）は、  
国及び経済・産業団体の協力により設立された公的機関です。

＼6つの取り組みで 働くと雇用をサポート／

1

### 離職する従業員の 再就職をサポート

事業縮小や事業所閉鎖、早期退職募集で離職を余儀なくされる従業員の再就職活動をサポート

※離職者の再就職援助は事業主の責務です。

2

### 人材を確保したい 企業に対するサポート

人手不足や事業拡大に伴い人材確保が必要な企業から、期待する能力や経験等の人材ニーズをお伺いし、ご希望に沿った人材をご紹介します。

3

### 「キャリア人材バンク」で 高齢者の再就職をサポート

事業主からの依頼により定年退職者・再雇用終了となった方の再就職をサポートします。  
離職後1年以内で60歳以上70歳までの求職者は個人登録も可能です。

4

### 雇用を維持するための 在籍型出向をサポート

経済環境の変化や自然災害・感染症の影響などにより雇用過剰となった場合、社員の雇用を守るため、一時的な在籍型出向（雇用シェア）の活用をサポートします。

5

### 社員の人才培养やキャリア アップの出向をサポート

社員の人才培养や他の企業との交流を目的とする出向、社員が自発的なキャリアアップを希望する際の出向をサポートします。

6  
（有料）

### 従業員のスキルアップや 研修を目的とするセミナー

管理者や新入社員への研修、コミュニケーション、リーダーシップ、ハラスマント、コンプライアンスなどのセミナーを企業のご要望を踏まえオーダーメイドにより承ります。



公益財団法人 産業雇用安定センター（ジョブ産雇） 山形事務所

〒990-0034 山形市東原町 2-1-20 山形ロイヤルセンチュリービル 4階

TEL 023-624-8404 FAX 023-624-8518

ご利用時間

9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

<https://www.sangyokoyo.or.jp>

ジョブ産雇

検索





## 村山支部

<b>事業名①</b>	行政懇談会		
<b>期　　日</b>	令和7年9月26日(金)		
<b>場　　所</b>	村山総合支庁 会議室		
<b>参加人数</b>	村山総合支庁保健福祉環境部環境課 山形市環境部廃棄物指導課 村山支部	横山廃棄物対策主幹 加藤環境部次長(兼)廃棄物指導課長 片桐支部長	他3人 他2人 他14人
<b>内　　容</b>	<p>片桐支部長、横山主幹、加藤課長の挨拶に続き出席者の自己紹介を行い、次の案件について意見交換等を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃棄物処理の最近の動きについて（行政説明）           <ul style="list-style-type: none"> <li>○第3次山形県循環型社会形成推進計画及びプラスチック資源循環法について（村山総合支庁）</li> <li>○リチウムイオン電池の適正処分について（山形市）</li> </ul> </li> <li>2 村山支部からの要望及び質問等について           <p>(要望)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 県及び市発注工事の電子マニフェスト化について</li> <li>② 業界的な人員不足及びDX化推進の施策、要望について</li> <li>③ 県外産業廃棄物の2割規制及び事前協議について</li> <li>④ 県循環型産業施設整備事業費補助金について</li> </ul> <p>(質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について</li> <li>② 災害廃棄物の処理等に関する協定について 他</li> </ul> </li> </ol>		



今年は3項目について行政説明を願った後、要望案件等について、活発な意見交換が行われました。今後も有意義な懇談会となるよう企画、継続してまいります。

<b>事業名②</b>	視察研修		
<b>期　　日</b>	令和7年10月30日(木)～11月1日(土)		
<b>場　　所</b>	グランドメルキュール札幌大通公園（札幌市）ほか		
<b>参加人数</b>	10人		
<b>内　　容</b>	第1回資源循環と環境を考える全国大会		

10月31日、グランドメルキュール札幌大通公園において「第1回資源循環と環境を考える全国大会」が開催されました。循環経済への移行は、日本の未来を拓く鍵として、移行加速化に向け国家としての取組みが行われている中で、産業廃棄物処理業は重要な役割を担う業界となっております。この変革のなかでの私たち業界の役割を、再確認することができた素晴らしい研修となりました。



## 最上支部

事業名①	適正処理推進事業
期 日	令和7年10月1日(水)～10月31日(金)の間延べ8日間
場 所	最上地区8市町村 新庄市・金山町・真室川町・舟形町・最上町・戸沢村・大蔵村・鮎川村
参加人数	48人(内：最上支部8人)
内 容	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催 令和7年度秋季不法投棄監視合同パトロール
	新庄最上地区不法投棄防止対策協議会主催の不法投棄監視パトロールに参加しました。 最上支部からは不法投棄防止専門部会員の株式会社マルコウ環境・株式会社大場組の2社が春季同様関係機関の方々と車で移動しながら行いました。 毎年、監視車に不法投棄防止の看板を設置、不法投棄防止策広報テープを流しながら行っており、不法投棄の巡回場所は24箇所となっており、内新規発見(30m <sup>3</sup> 未満)は9箇所でした。

事業名②	研修会・行政懇談会
期 日	令和7年10月23日(木)
場 所	ニューグランドホテル
参加人数	36人 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 石川課長、菅原専門員 渡部医院 渡部 厚 医院長 最上支部 斎藤支部長、支部会員等
内 容	1 研修会 健康のあり方を開業医と救急医の視点から 講師 医療法人社団健生会 渡部医院 渡部 厚 医院長 渡部先生は、以前、県外で救急医療に数年携わっておられました。現在は新庄市内で渡部医院の医院長として活躍されております。先生いわく「治すのは自分の身体、薬で治るものではない」健康とは体の異常に気づき早期対処することが最も大切であるとし、脳の異常では本人が頭痛・吐き気などを感じるものもあれば、周囲が表情などで異常に気が付く場合がある、脳だけでも病気の種類は多様にある。 アナフィラキシーは蕁麻疹(じんましん)で異変を感じもあれば、重症化の場合呼吸困難で死に至る場合もある。 糖尿病といつても1型・2型がある、他にも熱中症・出血・帯状疱疹と聞き慣れた言葉が次々と出てくると、自身にも起きうると考え、改めて健康の大切さを痛感いたしました。 個人院は専門の部分でしか診ることができず、緊急時は救急車を呼ぶことも大事である。健康の維持は食事・運動は勿論大切なことではあるが、薬やワクチンなども活用し無理なく生活することが大事、どうしても困ったときには「私としては日常支えます」と心強い言葉で終わりました。





## 2 行政懇談会

テーマ：「リサイクル認定製品・認証システム」について

庄内総合支庁環境課 斎藤 学 3Rコーディネーターから、次のとおり説明をいただきました。

- ・3R推進環境コーディネーターの役割・活動領域（結びつきを図りたい）
- ・山形県産業廃棄物税
- ・山形県リサイクル製品認定制度：最上地域における製品の紹介（アスファルトやコンクリート）
- ・山形県リサイクルシステム認証制度：最上郡内8市町村・スーパー・施設（トレー等リサイクル）
- ・令和7年度の山形県3R研究開発事業費補助金と山形県循環型産業設備事業費補助金（補助金1/2、上限額2千万円）

行政懇談会終了後の質疑応答

Q・補助金について：破碎機の購入を検討したところ1億円ほどになる。この補助金のほかに何かあるのか？

A・ほかに国の補助金もある。県のHPにも載っているので参考にしていただければと思う。



## 3 令和7年度不法投棄防止の“のぼり旗”贈呈式

今年度も新庄最上地区不法投棄防止対策協議会に“のぼり旗”(90枚)を寄贈するにあたり贈呈式を行いました。

“旗”は最上地区不法投棄防止対策協議会を経由し、各市町村での原状回復作業終了個所等に不法投棄防止として設置していただいております。

今後も最上支部は不法投棄防止の啓発活動に協力を行ってまいります。



事業名③	適正処理推進事業
期　　日	令和7年11月5日（水）
場　　所	金山町（新庄市との行政区域付近）
参加人数	21人（内：最上支部2人／株式会社マルコウ環境）
内　　容	不法投棄原状回復作業第1回目
1 回収方法	住民参加による手作業での回収
2 回収量	可燃物（農業用ビニール等）：6 m <sup>3</sup> （フレコン6袋） 不燃物（ガラス・金属くず等）：2 m <sup>3</sup> （フレコン2袋）
3 運搬車両	株式会社マルコウ環境（2t トラック・ホイルローダー／運搬は別日程）
4 廃棄物の搬入先等	搬入先：株式会社最上クリーンセンター 処理方法：可燃物を焼却、不燃物を埋立
5 再発防止策	崖の上に啓発のぼり旗。監視カメラを設置し、ロープを張り立入禁止とした。



# 置賜支部

事業名①	労働安全衛生研修会
期　　日	令和7年7月17日（木）
場　　所	米沢市すこやかセンター
参加人数	44人
内　　容	<p>講師 中央労働災害防止協会 安全衛生エキスパート 昆野良久 氏</p> <p>研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 転倒災害防止対策の進め方</li><li>2 職場巡視のチェックポイント</li><li>3 事業者に求められる安全配慮義務</li><li>4 安心・安全のための5S活動</li><li>5 保護具の適切な使用方法</li><li>6 その他</li></ul>

置賜支部では、中央労働災害防止協会 安全衛生エキスパート 昆野良久様をお招きし、労働安全衛生研修会を開催しました。

研修会では、労働者が直面する可能性のある危険やリスクについて学び、適切な対策を講じる方法などを勉強させていただきました。また、後半は転倒等リスク評価セルフチェック票を用いて、転びの予防など自分が思っているように体が動けているのかを確認しました。

知識を深めるだけでなく、職場でのより安全な労働環境づくりの大切さを改めて実感いたしました。



事業名②	視察研修
期　　日	令和7年10月30日(木)～11月1日(土)
場　　所	株式会社苦小牧清掃社(小牧市) グランドメルキュール札幌大通公園(札幌市)
参加人数	9人
内　　容	株式会社苦小牧清掃社 視察研修 第1回資源循環と環境を考える全国大会

令和7年10月30日(木)、北海道苦小牧市にある株式会社苦小牧清掃社様を視察しました。同社は、多様な廃棄物処理に対応できる高度な技術と設備を有しており、地域社会からの厚い信頼を得ていることがうかがえました。特に、徹底した分別によるリサイクル率の向上や、環境負荷低減への取組みは、当支部会員企業にとっても大いに参考となるものでした。

視察後の質疑応答では、具体的な処理方法やコスト削減策など、実務に直結する有益な情報交換が行われました。

翌10月31日(金)には、「第1回資源循環と環境を考える全国大会」に参加し、業界全体の最新動向や課題について理解を深めました。情報交換会では、他県の企業担当者と交流し、新たなビジネスチャンスの可能性も感じられる有意義な機会となりました。

今回の視察と大会参加を通じて、会員企業の技術力向上や経営改善、環境対策への意識向上が図られたほか、参加者同士の交流を通じて支部全体の連携強化にもつながる貴重な機会となりました。



# 庄内支部

事業名①	行政懇談会
期　　日	令和7年11月10日（月）
場　　所	いおり火の里　なの花ホール
参加人数	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課　村岡 廃棄物・海岸漂着物対策主幹 森田 廃棄物対策主幹 庄内支部役員　10人
内　　容	<ul style="list-style-type: none"><li>リチウムイオン電池の取扱いについて</li><li>不適正ヤードへの対応について</li><li>災害への備え 等</li></ul>

リチウムイオン電池については、一般廃棄物の処理施設での火災が頻発しているとのこと。手持ち式の扇風機や加熱式タバコ、充電式イヤホン等に内蔵されており、産廃に混ざってきた場合は、取扱いに注意していくとともに、排出事業者への周知が必要であることを再認識できました。

不適正ヤードに対しては、警察や市町村等と連携して対応しているとともに、今後も周知を継続していく事が大切とのことでした。

災害への備えについては、行政や企業側が迅速に対応できるよう、勉強会の共催や災害シミュレーションを通して学ぶ機会が多くなってきたとのことでした。

その他にも、DX化の推進、人材不足について等、様々な意見交換が行われ、とても良い機会となりました。



事業名②	視察研修
期　　日	令和7年9月3日(水)～9月5日(金)
場　　所	関西クリアセンター株式会社 泉州プラント（大阪府泉大津市）
参加人数	庄内支部 14人
内　　容	関西クリアセンター株式会社 泉州プラント 視察研修

関西クリアセンター株式会社 泉州プラント様では、破碎選別施設と生物処理施設を視察させていただきました。

破碎選別施設は、処理能力約1,000m<sup>3</sup>/日破碎機を稼働させ、混合廃棄物のリサイクル処理を行っておりました。

令和7年の5月に稼働した生物処理施設は処理能力200m<sup>3</sup>/日、膜分離活性汚泥法を採用しているとの事でした。

また、作業員が働く環境を良くするための対応も力を入れているとのことでした。

「これまでの常識を覆すアイディア」や「未来を動かす為の知恵」を大切に日々の仕事を行っていることが伝わりました。



## 一新会員紹介一

### <正会員（令和7年7月入会）>

株式会社マツバラ工業 代表取締役 橋本茂樹

〒990-0861 山形市江俣二丁目10番3号  
TEL: 023(682)2655 FAX: 023(682)2656  
E-mail: info@matubara-kogyo.com

弊社は、山形市を拠点に解体工事請負をメインとした、創業28年の会社です。

その他にも、解体工事や土木工事等から発生するコンクリートや木くずの再生を行うリサイクル中間処理施設も運営しております。

山形市中心部から15分程度で移動できる同市岩波にプラントを構え、運搬に適した環境作りに取り組んでおります。

我々は、山形の皆様に育てて頂いた会社だと思っております。近年抱える空家問題や業界の担い手不足、産業廃棄物の処理方法等、問題は山積の解体工事業ですが、それらの事業を通して、地元地域住民の方々や、支援サポートして頂いた方々への恩返しの意味をこめ、全力で取り組む事が弊社の使命だと思っております。

山形の皆様からのご理解ご協力を頂戴しながら地域密着企業を目指します。



### <正会員（令和7年10月入会）>

有限会社菅野清掃 代表取締役 菅野米子

〒999-4213 山形県尾花沢市大字丹生596番地  
TEL: 0237-22-1606 FAX: 0237-22-1637

当社は、浄化槽管理・清掃をはじめとした一般廃棄物収集運搬および産業廃棄物収集運搬において長年にわたり地域の生活環境を支え続けてきた専門企業です。

創業以来、地域の皆さまとの信頼関係を大切にし、「まちの清潔と安心を守ること」を使命として日々の業務に取り組んでまいりました。私たちの仕事は、単なる廃棄物の収集にとどまりません。

地域の暮らしや事業活動が円滑に営まれるために欠かせない“環境インフラ”としての役割を担い、一つひとつの作業に誠実さと責任感をもって向き合っています。

長年培ってきた経験と技術を活かし、確実で安全な収集運搬を徹底することで、地域の方々が安心して暮らせる環境づくりに貢献してきました。

また、地域密着型企業として、地元の声に寄り添い、小さなご相談や急なご依頼にも柔軟に対応できる体制を整えております。地域の変化やニーズを敏感に捉えながら、これまで以上に「頼れる存在」であり続けるため、サービスの質の向上と安全管理の徹底に取り組んでいます。

これからも、地域社会の一員としての責任を忘れることなく、環境への配慮と快適な生活空間の維持に力を注ぎ、皆さんに信頼される企業であり続けることを目指してまいります。



**<賛助会員（令和7年5月 入会）>**

ジャパンウェイスト株式会社 仙台営業所 所長 門岡禎久

〒981-0134 宮城県宮城郡利府町しらかし台6-5-11

TEL : 022(767)6780 FAX : 022(767)6820

当社は2024年4月より株式会社レナタスを持株会社とする企業グループに加わり、新たなスタートを切りました。当社が保有する難処理物を得意とする処理施設と全国規模のネットワークに加え、グループ各社が持つ多様な技術基盤やノウハウの共有により、多くの排出事業者様に対し、適正かつ高度な廃棄物処理のワンストップサービスを提供してまいります。

地球規模の課題となるカーボンニュートラルの達成には、動静脈連携によるサーキュラーエコノミーの実現が必要となります。焼却炉の廃熱による廃棄物発電や、余剰電力を利用した水素の製造や販売等、先進的な技術開発や導入により、地球環境問題の解決と持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

ジャパンウェイスト株式会社 代表取締役 中西広幸



## 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

### 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1~2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

### 発注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、  
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

#### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。  
協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

### 受注者として採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

#### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

#### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

#### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

#### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

#### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

#### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

#### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

### 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

#### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

#### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

### 指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

#### ・公正取引委員会ホームページ

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



#### ・説明動画

（公正取引委員会公式YouTubeチャンネル）  
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



## 産業廃棄物処理業の許可更新手続きにおける注意事項

産業廃棄物収集運搬業及び処分業については、5年に1回（優良認定事業者は7年に1回）許可更新手続きを行う必要がありますが、行政書士（一部行政側）の目から見た、手続きの基本的かつ主要なポイントなどをまとめてみたので、参考としていただければ幸いです。

### ポイント1 申請書の作成は早めに手掛ける

- 許可の有効期限を過ぎると、更新申請・許可を受けることができず、許可は失効します。
- 何と言っても、早めに手掛けることが重要です。書類を作成していくと様々問題が発生することもあります。時間に余裕があれば対処できることがあります、ギリギリではどうしようもありません。また、住民票など関係書類の取得も思いのほか時間がかかります。
  - 許可に係る標準処理期間は60日とされていますので、書類を提出してから許可が下りるまで相当時間がかかることもあります。なお、書類は、2か月前から受け付けてくれます。

### ポイント2 講習会は忘れずに受講する

- (公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する所定の講習会の受講が必須です。
- 更新に係る講習会の有効期間は2年間なので、早めの受講をお勧めします。なお、山形県内の修了試験は年1回～2回しかありませんので、注意が必要です。

### ポイント3 申請の手引きを良く読む（相談する）

- まず、県や山形市で出している「申請の手引き」を良く読むことです。記載例の書き方をマネすれば書類が通りやすくなると思います。必要書類はチェックシートで確認します。
- 重要な点や不明な点などは、直接、担当部局に確認・相談することをお勧めします。

### ポイント4 経理的基礎について

- 県の手引きには、「過去3年間の事業収支が全て赤字決算の場合または自己資本比率が1割以下の場合は、その原因と改善計画を記載した長期財務計画書又は中小企業診断士の経営診断結果等を提出すること。」と記載があります。
- このような場合、申請の前に担当部局に相談することをお勧めします。要は、理由が明確で、かつ改善できるかであり、的確に説明できれば許可を得ることも可能と思われます。また、日ごろから、赤字にしない、自己資本の確保に努めることなどが重要です。

### ポイント5 許可又は前回の許可更新時からの変更事項を確認する

- 前回申請からの変更事項があれば、変更届出の提出が必要です。
- 役員・株主の変更、車両の変更及び施設の変更などがあれば、変更届出が必要です。申請時まで提出されていなければ、改めて提出する必要がありますので、確認してください。
  - 処分業の場合は、立入検査時に処理施設が稼働しなければ、当該部分の更新は原則できないので、注意が必要です。

### ポイント6 立入検査に備える

- 立入検査では、帳簿、マニフェスト、契約書の確認を受けます。普段の整理が肝心です。

### その他 必要に応じ行政書士に依頼する

- 業務多忙や申請書作成が進まない場合などは、行政書士に依頼することをお勧めします。
- 依頼する場合、行政書士の業務は多種多様ですので、産業廃棄物に詳しい行政書士を選ぶことをお勧めします。これらの行政書士は、行政書士会のHPやネットで「行政書士、産業廃棄物」などとして検索できます。なお、山形県行政書士会でも関係グループがあり、当方が研修の講師を務めるとともに情報交換するなどし、研鑽を積んでおります。

執筆 さいの行政書士事務所

行政書士 齋野 浩

【山形県産業資源循環協会 賛助会員】



ホームページ

## 防災協定に係る建設業の経営事項審査時の加点

建設業も営まれる会員事業所におかれては、山形県に、公共工事を直接請け負うための経営事項審査を申請する際、社会性評価項目（防災活動への貢献の状況）において、当協会が県等と締結する防災協定（地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定等）に基づき“災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する者”であるとの証明書を付することで加点（20点）がなされます。

証明書の交付を希望される会員様は、当会事務局に「経審提示用の防災協定に係る活動等証明書 交付申請書」に必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールで提出ください。

なお、すでに他の団体の同様証明書で災害防止協定等同様の加点を受けている場合は、二重に加点を受けることはできませんので、ご注意ください。

### 経審提示用の防災協定に係る活動等証明書 交付申請書

令和 年 月 日

一般社団法人山形県産業資源循環協会会長 殿

(正会員

所属支部  (○で選択)

村山・最上・置賜・庄内 支部

所在地

名称

代表者名

印

私（当社）は、貴殿が山形県知事との間で締結した「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」並びに山形市長、上山市長、南陽市長及び遊佐町長との間で各々締結した「非常災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」（原則として所属支部が所管する市町に係る協定の行動計画）に基づき、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力することを誓い、標記証明書の交付を申請します。

1 建設業の許可番号・許可有効期限  (○で選択)

国土交通大臣許可・山形県知事許可

(特定・一般 - ) 第

号

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 経営事項審査(経審)の審査基準日（直近の決算日）

令和 年 月 日

[追記／本証明書の交付について]

※ 本証明書交付の際は、県知事との協定書面の写しを添付します。

※ 更に、山形市、上山市、南陽市、遊佐町の各市町長との協定の行動計画に係る支部会員である場合は、当該書面の写しも添付します。

## 決算に向けた会計処理

年に一度作成する決算書。決算書は会社の経営成績や財産の状況を示す大切なもので、計算書類とも呼ばれます。決算書は会社内外の方から様々な目的で注目されます。例えば、株主総会では決算書を通じて会社一年の業績の報告が行われますし、株主へ利益還元する際の配当限度額の算定にも利用されます。また、法人税を計算するための基礎として使われる他、銀行から融資を受ける際の信用力判定や行政の許認可等の審査に活用されるなど、非常に重要な役割を担っています。本稿では、この大切な役割をもつ決算書が各会社様で適正に作成されるためのチェックポイントをご紹介いたします。

### ＜決算書と計算書類＞

会社のルールをまとめた「会社法」では決算書という言葉は使われず、「計算書類」や「附属明細書」という名称が用いられます。計算書類は貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表で構成され、附属明細書には、販売費や一般管理費や引当金、固定資産の明細が含まれます。これら一連を慣例的に「決算書」と呼んでいます。

### ＜貸借対照表のチェックをしよう＞

この決算書の中で、貸借対照表は決算日時点の資産と負債、すなわち会社の財産状況を示すものです。一時点での資産・負債の残高が記載されており、根拠資料とチェックしやすい特徴があります。貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書は、相互に整合性をもって作成されていますので、貸借対照表に間違いがあれば、他の書類にも影響するかもしれないということになります。したがって、適正に決算書を作成するためには、貸借対照表の各資産・負債が根拠資料に基づいて作成されているかを確認することが重要になるのです。各貸借対照表の科目ごとにチェックしていくポイントをご紹介します。

### ＜現金と預金＞

現金は、期末日に現金調べを行いましょう。金種表を作成し、現金出納帳の残高と一致しているかを確かめ、現金過不足が無いかや未記帳の出納が無いかを確認します。定期的に現金調べを行うことは決算書の作成に不可欠なほか、従業員による不正（抜き取り等）防止にも有効です。また現金調べを長期間行わないと、不一致の要因が分からなくなってしまい、究明のために余計に時間を要することがよくあります。現金調べは定期的な実施が重要です。

預金（普通預金、当座預金、定期預金等）は、期末日の預金勘定の帳簿残高と、銀行残高の一致確認が必須です。一致しない場合は、日々の会計入力が誤っている可能性が非常に高いです。できれば銀行から残高証明書を入手し、あるいは通帳の期末日残高と照らし合わせ、一致の確認を行い、貸借対照表の預金残高が適正であることをご確認ください。差異がある場合には日々の会計記帳の過不足や誤りを解決する必要があります。この銀行残高との照合は、決算書の作成時期だけにするものではなく、日々の記帳において通帳残や当座勘定照合表と会計帳簿残が常々一致しているかを確認することが大切です。一年分を合わせるのは大変ですので最低でも月次で合わせるのが良いでしょう。



## <借入金>

借入金は金融機関から取得する残高証明書や、契約書に付属する返済予定表と、期末日残高が整合するか確認することが重要です。可能であれば金融機関に残高証明書の発行を依頼し期末残高を確認しましょう。特に元利均等（元本と利息の合計が常に一定）で返済している契約の場合には、毎月の元本返済額が異なるため、未返済残高の確認が重要となります。また決算日の翌日から一年以内に返済期限が到来するものを流動負債に、また一年を超えて返済期限が到来するものは固定負債に分類する「一年基準」で借入金を計上することで、一年以内に返済予定の借入金を明確に表示された、より適正な貸借対照表を作成することが出来ます。私どもの経験上、融資元の銀行担当者は決算書や内訳書の借入残高を注視しております。

## <棚卸資産>

決算日には棚卸を行い、原材料や貯蔵品、商品、仕掛品、製品について期末日に実在する在庫金額が貸借対照表に計上されるよう準備ください。会社様の業種によりますが在庫は大量、多品種、広範であることが多いと思いますので棚卸は計画的に、資材担当者等と協力して完了させることが重要です。在庫を適正に資産へ計上することで、一年間の利益も適正に算出される関係にあります。棚卸資産リスト等を作成し、根拠をもって資産計上することが重要です。

## <固定資産>

固定資産については、固定資産台帳に記載されている資産を実際に保有しているかを確認するとともに、帳簿残高が固定資産台帳と一致していることが大切です。期中に除却や売却をした場合には、台帳から適切に除売却処理されているか、また関連する会計処理に漏れがないかの検討をします。なおこの固定資産の実在性の確認は償却資産の時期である12月31日時点で行うことも大切になります。

特に決算日においては固定資産を事業で使い始めた日（事業供用日）を確認することも重要です。事業供用日から減価償却が開始されるため、誤りがあると減価償却費の過不足につながり決算数値に影響を及ぼします。なお決算書の個別注記表においては、減価償却累計額の記載している場合があるため、台帳に記録された累計額と一致しているかご確認ください。

以上、代表的な貸借対照表の科目ごとのチェックポイントをご紹介いたしました。適正な決算書作成にお役立ていただければ幸いです。

八戸ヘリ：  
税理士法人 あさひ会計

〒990-0034 山形県山形市東原町二丁目1番27号

TEL:023-631-6521

統括代表社員 田牧 大祐（一般社団法人山形県産業資源循環協会 監事）

教えて BUNさん!

## 「欠格要件について」



筆者 長岡文明 氏 BUN環境課題研修事務所 主宰

山形県職員として長らく廃棄物処理法に携わる。平成21年に同研修事務所を開設。環境省環境調査研修所講師、(公財)日本産業廃棄物処理振興センター講習会テキスト編集委員等を務めるほか、産廃関連の著書を多数執筆。山形県西置賜郡飯豊町在住。

ここ数回、桜江木乃実の話をできましたが、今回は幸ちゃんのリクエストも有り、久々の欠格要件について取り上げることとなりました。

### 第1. 混乱する要因

幸：私もこの業界に入って数年経ち、時折「欠格要件」という言葉は聞くのですが、どうもよく分からんんですよ。改めて一から解説していただけますか。

BUN：はい。この業界で言う「欠格要件」と言うのは、「許可を持っている資格が無い」ってことです。幸ちゃんが「よく分からん」というのは、推察するに、次のいくつかの要素が整理されていないことも一因じゃないかな。

1. 許可取消になる。(①必ず取消になる、②取消になる場合もある)
2. 不許可になる。(①必ず不許可になる、②不許可になる場合もある)
3. 法人（会社）として。
4. 法人の役員として。
5. 他の会社、役員の取消で「連鎖」取消になる。
6. 他の県の取消で別の県の許可も取消になる。

幸：そもそもよく分かっていないので「そうです」とも言いがたいですが、言われてみれば、そのとおり・・・かも知れません。

BUN：これら全てが「欠格要件」ということではないんだけど、どうも「取消」と同じ意味で使っている人がいるようなので混乱しているのかも知れないね。  
では、時間（文字数）の許す限り解説していこうか。

### 第2. 代表的な「欠格要件」

BUN：まず、「欠格要件」の代表的なものを紹介しておこう。なお、正確、厳密に記載すると法律条文と同じように長く、訳が分からなくなるので、厳密性は多少犠牲にして紹介するよ。

幸：いつもの「BUNさん流」ですね。お願いします。

BUN：代表的な欠格要件として、①「心身の故障」、②「破産」、③「拘禁以上の刑で5年経っていない」、④「廃棄物処理法、環境法令、粗暴犯で罰金以上の刑で5年経っていない」、⑤「許可を取り消されて5年経っていない」、⑥「不正な行為をするおそれがある」、⑦①～⑥の人物が法人の役員になっている。

この他にも「政令使用人」とか「未成年者」とか「聴聞通知60日以前」とかの規定もあるんだけど、そこまで言い出すと切りがないので、とりあえずはこの辺にしておこう。

幸：牢屋に入るほどの罪を犯した人物は「欠格者」というのは感覚的にも理解出来るし、一度許可を取り消されたら5年間は許可を取れないっていうのも分かるわ。許可取り消されて、翌日に許可申請できたら許可取消の意味がないものね。

### 第3. 欠格要件以外の許可取消要因

BUN：まあ、そのとおりではあるんだけど、最初に言ったように、「許可取消」と「欠格要件」はイコールじゃないので注意してね。欠格要件に該当すれば、必ず許可は取り消されるけど、許可取消は欠格要件だけが理由じゃないからね。

幸：へええ、たとえば。

BUN：分かり易いところでは、処理業（商売）を継続していくための機材や施設が無くなってしまった・・・なんていうものもあるね。これは「必ず取り消される」ではなく、「取り消されることがある」になるけどね。一例としては、最終処分業をやってきたけど埋立地が満杯になった、とか、収集運搬業をやってきたけどダンプカーが1台も無くなったとかいう例だね。

幸：そりゃ、そのとおりね。車両が無いなら収集運搬業は出来ないですものね。

BUN：これらの例はあくまでも「取り消すことが出来る」規定で、必ず取り消される訳ではない。たとえば、一時的にダンプカーが1台も無くなったとしても、何日か後に新しいダンプカーが納車される予定、なんていうときは許可取り消す必要は無いからね。ただ、許可申請時にダンプカーが一台も無い、となると許可はしないよ。許可の要件として「適確に遂行出来る機材」が規定されているからね。

＜とりあえず、ここまで整理＞

幸：既に、ちょっと混乱してきたので整理させてね。

ここまでのことって、最初に掲げた

1. 許可取消になる。（①必ず取消になる、②取消になる場合もある）
2. 不許可になる。（①必ず不許可になる、②不許可になる場合もある）

のケースですね。

まず、「欠格要件」に該当していれば、1. ①、2. ①になるので、「必ず取消になる」「必ず不許可になる」ですね。

欠格要件に該当しない場合でも1. ②、の「取消になる場合もある」。この一例として、業（商売）に使用する機具機材が消滅してしまった場合など。許可申請時点で機具機材が無い場合は2. ①の「必ず不許可になる」ですね。

BUN：ここまでで、「許可取消」「不許可」という行政処分と「欠格要件」はイコールではない、ことは分かったかな。

幸：はい、「欠格要件」は行政処分の「要因」の一つだってことは分かりました。

### 第4. 許可取消と欠格要件

BUN：じゃ、今回のテーマの「欠格要件」に絞っていこうか。・・・と言ってあげたいところだけど、これがそうはいかないんだなあ。

幸：どうして、そんなに意地悪なの？

BUN：第2で掲げた代表的な欠格要件の⑤に「許可を取り消されて5年経っていない」があるでしょう。と、言うことは「許可取消」を受けると欠格要件に該当し、欠格要件に該当すると許可取消となる。つまり、許可取消→欠格→許可取消→欠格→・・・・となってしまう。さらに、⑦の「①～⑥の人物が法人の役員になっている」があるから、法人の許可取消→その法人の役員も欠格→その欠格者である役員が別法人の役員を兼務→別法人も取消→その法人の役員も欠格→・・・・となってしまう。

幸：うつづつ、頭が腐りそう。なんとかして。

BUN：実は法律の条文でもまさにこの「無限連鎖」となってしまうことが問題視され平成22年に法律改正を行った。

幸：ほつ。

BUN：この連鎖裁ち切りの条文が、第14条の3の2第1項第1号～第4号。

幸：どれどれ？

#### 廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号口若しくはヘに該当するに至つたとき。
- 二 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号チに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号口に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。
- 三 第十四条第五項第二号ハからホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。
- 四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）

五・六 省略（第2項以降に同じ）

幸：わ～、気が狂いそう。

BUN：この条文に関しては、法律の専門家である弁護士でさえ、「何を規定しているかわからない」と言っている先生もいるくらいだから解説するのは至難の業だね。

幸：それじゃ、今回の企画は水の泡じゃない。厳密性は犠牲にしてもいいから教えてちょうだいな。

BUN：超簡単に言うと、「重罰による取消1回は連鎖」、「軽罰による取消は連鎖しない」。「重罰」とは、廃棄物処理法の罰則で重い方から1. 2. 3. 具体的には罰則25条、26条、27条のことです。

幸：どうも今ひとつわからないわ。具体的に教えて。



## 第5. 欠格要件と許可取消の具体例

BUN：まず、簡単なところから。日本のあらゆる法律（違反）で法人の役員が拘禁刑以上（死刑と拘禁刑）になつたらその役員は欠格者となり、会社の許可は取り消されます。

ちなみに、刑法で「刑は死刑、拘禁（令和7年5月改正までは、懲役、禁錮）、罰金、過料とする」と規定しているので、「拘禁刑以上」と言えば「死刑と拘禁刑」だね。

一方、廃棄物処理法や浄化槽法、水質汚濁防止法等の環境法令と刑法（粗暴犯）ではワンランク厳しく、罰金以上の刑（死刑、拘禁刑、罰金）になつたらその役員は欠格者となり、会社の許可は取り消されます。

次にいよいよ「連鎖」の関係です。

実はこの条文が出たときにこの分野に詳しい数人と検討して作成した表があるから提供しておこう。この機関誌を読んでいる方は、暴力団や破産している人はいないと思うので省きました。また、先に書いたように、法定代理人や政令使用人も省きました。では、この表で解説していこう。

事案1. 時折あるパターン。会社の役員が、道路交通法で罰金になりました。これは環境法令では無いので、役員も欠格者にはなりません。会社も取消にはなりません。

事案2. 会社の役員（a）が、道路交通法で拘禁刑になりました。あらゆる法律で拘禁以上の刑は欠格なので、その役員（a）は欠格者になり、会社の許可は取消になります。しかし、道路交通法は環境法令ではないので「連鎖」はありません。よって、取り消されたとしても他の役員（b）は欠格者にはなりませんし、他の役員（b）が他の産廃処理業の会社役員を兼務していたとしても、その会社は取消にはなりません。

事案3. 会社の役員（a）が、水質汚濁防止法で罰金になりました。水質汚濁防止法は環境法令でなので、その役員（a）は欠格者になり、会社の許可は取消になります。しかし、「重罰」（廃棄物処理法 第5章罰則第25条、第26条、第27条）ではないので「連鎖」はありません。よって、取り消されたとしても他の役員（b）は欠格者にはなりませんし、他の役員（b）が他の産廃処理業の会社役員を兼務していたとしても、その会社は取消にはなりません。

事案4. 会社（法人）そのものが、水質汚濁防止法で罰金になりました。この時は、法人としての欠格なので許可は取り消されますが、「重罰」ではないので「連鎖」はありません。

事案5. 会社の役員（a）が、不法投棄をやり廃棄物処理法で罰金になりました。その役員（a）は欠格者になり、会社の許可は取消になります。不法投棄は罰則25条なので「重罰」であり「連鎖」になります。よって、取り消された会社の他の役員（b）も欠格者になります。他の役員（b）が他の産廃処理業の会社役員を兼務していれば、その会社の許可も取消されます。

事案6. 会社（法人）そのものが、不法投棄で罰金になった時は事案5と同じです。

事案7. 会社の役員（a）が、廃棄物処理法第18条の報告徴収に応じなかつたり、虚偽の報告を行い罰金になりました。その役員（a）は欠格者になり、会社の許可は取消になります。しかし、報告違反は罰則第30条で「重罰」ではないので「連鎖」はありません。

事案8. 会社（法人）そのものが、報告義務違反で罰金になった時は事案7と同じです。  
ここまでいいかな。

幸：一つ一つたどっていくと分かったような気になっています。

## 第6. 刑確定前の違反行為

BUN：次がちょっとやっかい、違和感があると思うので注意してね。

たとえば、不法投棄や野焼き事件が起きました。犯人は逮捕され拘置所に入っています。  
裁判の結果はまだ出ていません。さあ、どうしますか？

幸：その人物が産業廃棄物処理業の許可を持ってたら直ちに取消でしょう？

BUN：感覚的にはそうだよね。でも、日本では裁判で有罪判決が出るまでは「推定無罪」。しかも、もし、最高裁まで争う、なんてなると判決まで何年かかるかわからない。なんて、ケースも想定される。その時に、行政（許可権限者）は、その期間は許可を出し続けていいんだろうか？となるよね。

幸：そうよねえ。なやましいところよね。

BUN：それで、行政処分指針では「事実関係が明らかであれば、司法の判断を待つことなく行政処分を行え」旨記載している。

幸：不法投棄をやったことが明白なのに、許可を出し続けて、他人の産業廃棄物の処理を継続させるってわけにもいかないですからね。そのやり方が妥当だと感じますね。

BUN：そこで登場するのが「不正・不誠実な行為、そのおそれ」を認定するんだ。条文としては「第7条第5項第4号チ」だね。そのうえで、「第7条の4第1項第5号」の「廃棄物処理法に違反していて情状が特に重い」として取り消す。これで取り消したときは「重罰」による取消と同様に「連鎖」する。

ここで難しいのが「不正・不誠実な行為、そのおそれ」や「情状が特に重い」の認定だね。

幸：裁判の判決前に判断しなくちゃならないって「難しい」のは分かるけど、他にも何かあるの？

BUN：たとえば、事案7、8で取り上げた「報告義務違反」。これは取消を受けても連鎖はしなかつたでしょ。ところが、「罰金30万円」の判決以前に、「何回報告を求めても対応しない。

嘘の報告をしてくる。悪質だ」として許可取消を行うと連鎖しちゃうんだね。

幸：へええ、それは行政処分する行政担当者も悩みはあるわね。でも、そんな「不正・不誠実な行為」を行っている業者は一網打尽になんてもしょうがない気がするなあ。そういう事例はあるの？

BUN：そう多いわけじゃないけど、去年は神奈川県で、立入検査に行ったらあるはずの処理施設が無くなっている。そこで、報告徴収したけど報告してこない。3回も督促したのにそれでも報告してこない。悪質だ、としてこの条文の取消をやっていたね。

この他にも許可取消についていろいろバリエーションはあるけど、この機関誌を読んでる皆さんには関係ないでしょう。万一、会社の役員が何かしでかしたときには、隠さず、早急に協会に相談してみてね。

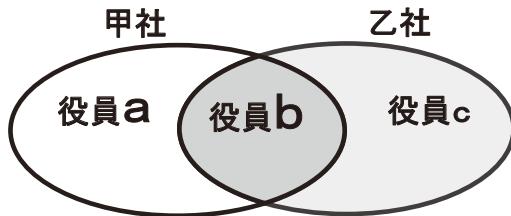
幸：協会の事務局で即答出来るとは限りませんが、対応出来る窓口の紹介など迅速に対応したいと思います。

まだまだ分からぬところも多い「欠格要件」ですが、少しは理解出来たように思います。  
引き続きよろしくお願ひいたします。

BUN(長岡)<(\_ \_)>(^~^)/

**欠格要件と許可取消の具体例表**

法人甲社、乙社があり、甲社には役員 a、b、乙社には甲社と重複（兼務）している役員 b がいることとして例示。



事案	aの行為	甲社			bの欠格	乙社	
		行為	処分	a排除後の申請		処分	b排除後の申請
1	他法令(道交法)罰金	不問 (他の要素に関係なく)	なし	—	—	—	—
2	道交法拘禁 {第 7 条第 5 項第 4 号口}	不問	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号}	可	なし	—	—
3	環境法令(水濁法)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	不問	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号}	可	なし	—	—
4	不問	環境法令(水濁法)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号}	不可	なし	—	—
5	本法重罰(不法投棄)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	不問	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 2 号}	不可	欠格 {第 7 条第 5 項 第 4 号ニ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号}	不可
6	不問	本法重罰(不法投棄)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号}	不可	欠格 {第 7 条第 5 項 第 4 号ニ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号}	不可
7	本法軽罰(虚偽報告)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	不問	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号}	可	なし	—	—
8	不問	本法軽罰(虚偽報告)罰金 {第 7 条第 5 項第 4 号ハ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号}	不可	なし	—	—
9	刑確定前本法違反 (例えば、報告義務違反) {第 7 条第 5 項第 4 号チ}	不問	取消 (不正な行為として、情状が特に重いと判断) {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号}	不可	欠格 {第 7 条第 5 項 第 4 号ヌ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号}	不可
10	不問	刑確定前本法違反 (例えば、報告義務違反) {第 7 条第 5 項第 4 号ヌ}	取消 (不正な行為として、情状が特に重いと判断) {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 5 号}	不可	欠格 {第 7 条第 5 項 第 4 号ヌ}	取消 {第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号}	不可

「不問」とは、他の要素とは関係なし、という趣旨。

例えば、事案 2 は、役員 a が道交法違反で拘禁刑に処せられた時は、a が所属している甲社の行為とは無関係に、甲社の許可は取り消しになるが、取消の原因となった役員 a を排除すれば、翌日からでも新たな許可申請が可能となり、取り消された法人の役員である b は欠格者にはならない。よって、別法人の乙社の処分には繋がらない。と読む。

当会では、情報提供の方法として電子メールでの配信を推進しております。  
メールアドレスの登録がまだお済でない会員様は、ぜひ下記のアドレスまでメールを  
ご送信くださるようお願いいたします。

## 登録方法のご案内

- ①タイトルに「メールアドレス登録」と入力
- ②本文に「御社名」「御担当者名」「電話番号」を入力して送信

タイトル :	「メールアドレス登録」
本文 :	御社名      御担当者名      電話番号

以下のメールアドレスにお送りください。



送信先 : [info@yamagata-sanpai.or.jp](mailto:info@yamagata-sanpai.or.jp) まで

## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ますますのご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

昨年は猛暑による熱中症対策の重要性が改めて問われ、さらに昨年の漢字にも選ばれた「熊」騒動や、青森県沖を震源とする地震など、自然災害に翻弄された一年でした。加えて、企業内では人手不足や空き家対策といった課題を切実に感じる日々でもありました。

企業経営にとって最大の宝は社員であり、健康診断の結果だけでなく自らの体を理解し健やかに働く環境づくりが欠かせません。

本年は午年にあたり、力強い飛躍と新たなチャンスをつかむ年とされています。

災害のない穏やかな一年となることを願い、皆様のさらなるご発展を祈念いたします。

編集委員 沼澤 岩夫  
(沼澤産業有限会社 代表取締役)

### ◆ 循環やまがた編集委員 ◆

編集委員長	氏家 健児	株式会社山形イースト リサイクルセンター
編集委員	篠澤 真和 高橋 和晴 斎藤 健 沼澤 岩夫 登坂 誠	株式会社ミツワ企業 株式会社荒正 株式会社マルコウ環境 沼澤産業有限会社 株式会社登坂商店

### 循環やまがた 87号

令和8年1月発行

編集：「循環やまがた」編集委員会  
発行：一般社団法人山形県産業資源循環協会  
〒990-0041  
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F  
TEL 023-624-5560 FAX 023-624-5360

編集協力・印刷：コロニー印刷(山形福祉工場)



【小学生の部】

優秀賞 「3Rで地球を守ろう」  
南陽市立沖郷小学校 6年  
青木 達哉さん



【小学生の部】

優秀賞 「大切なしげん」  
長井市立長井小学校 4年  
井形 悠真さん



【中学生の部】

優秀賞 「「きれい」を誇れる国に」  
長井市立長井南中学校 3年  
佐藤 春子さん



【中学生の部】

優秀賞 「未来をつくろう3R」  
米沢市立第二中学校 1年  
川越 日菜乃さん

\*この作品は「令和7年度廃棄物適正処理・3R推進ポスターコンクール」(P32参照)で最優秀賞(表紙2点)と優秀賞(4点)に輝いた作品です。



編集委員会：『循環やまがた』編集委員会  
発行：一般社団法人 山形県産業資源循環協会  
〔事務局〕  
〒990-0041  
山形市緑町一丁目9-30 緑町会館6F  
TEL.023-624-5560 FAX.023-624-5360  
編集協力・印刷：コロニー印刷（山形福祉工場）



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。